

官報

号外
平成二十五年十一月二十六日

○第百八十五回 衆議院会議録 第十四号

平成二十五年十一月二十六日(火曜日)

議事日程 第十一号

平成二十五年十一月二十六日

午後一時開議

第一 防災・減災等に資する国土強靱化基本法案(第百八十三回国会、二階俊博君外十一名提出)

一名提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 防災・減災等に資する国土強靱化基本法案(第百八十三回国会、二階俊博君外十一名提出)

一名提出)

特定秘密の保護に関する法律案(内閣提出)

午後六時四十七分開議

○議長(伊吹文明君) これより会議を開きます。

日程第一 防災・減災等に資する国土強靱化基本法案(第百八十三回国会、二階俊博君外十一名提出)

外十一名提出)

○議長(伊吹文明君) まず、日程第一、防災・減災等に資する国土強靱化基本法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長坂本剛二君。

防災・減災等に資する国土強靱化基本法案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(坂本剛二君登壇)

○坂本剛二君 た、たいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、国土強靱化基本計画の策定、

基本計画の案を作成する際の脆弱性評価その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置する等の措置を講ずるものであります。

本案は、第百八十三回国会に提出され、六月二十四日に本委員会に付託され、翌二十五日に提出者二階俊博君から提案理由の説明を聴取した後、今国会まで継続審査に付されていたものであります。

今国会におきましては、去る十月十五日日本委員会に付託され、十一月十九日に、提案理由の説明の聴取を省略した後、中川正春君外四名提出の国民生活強靱化のための防災・減災対策基本法案と一括して質疑に入り、二十二日に本案について質疑を終局いたしました。

質疑終了後、自由民主党、公明党及び生活の党の三党派共同提案により、法律の題名を、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に改めるとともに、法律を制定する目的を、前文として加え、基本方針に新たな項目をつけ加えること等を内容とする修正案が提出され、修正案について提出者から趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、討論、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

○議長(伊吹文明君) 討論の通告がありますので、順次これを許します。まず、三日月大造君。

(三日月大造君登壇)

○三日月大造君 民主党・無所属クラブを代表して、二階俊博君外十一名提出の防災・減災等に資する国土強靱化基本法案及び同法律案に対する修正案に反対する立場から討論を行います。(拍手)

本論に入ります前に、一言抗議いたします。午前中、国家安全保障に関する特別委員会において、特定秘密保護法案等の審議が打ち切られ、討論も封じられ、強行採決が行われました。

行政の情報は、国民のためのものであります。これまでの審議や昨日の福島での参考人質疑で、各委員や公述人の皆様方から指摘されており、とり、そもそも、この法案に多くの問題点があることに加えまして、審議時間も不十分であります。これでは、国民の理解と納得は到底得られないものではあります。

四十時間審議したと強弁されますが、情報公開法の改正案、国会法の改正案、また公文書管理法の改正案を含め、我が党が提出した法案の審議は、十分に行われなければならないか、一顧だにされた法案の審議は、本日のみ、たった二時間であったのではないですか。

政府の都合と恣意性だけが優先され、国民の知る権利が侵される、これは、まさに、立法府の敗北であり、民主主義、終わりの始まりであります。絶対に許されるものではありません。強く強く抗議いたします。

さて、我が国は、東日本大震災を初め、これまで、あまたの災害に見舞われてきました。犠牲になられた方々、御家族を亡くされた方々、住む家、働く場を失われた方々、避難生活を余儀なく

官報(号外)

されていらつしやる皆様、自然災害に遭い、苦境にある全ての皆様に、深く静かに心をいたしたいと存じます。

同時に、自然の恵みに感謝しながら、時に人の命を奪う自然の力や怖さに、畏怖の念を新たにいたします。

今後も、南海トラフ地震や首都直下地震等の発生が指摘される中、大規模自然災害から国民の命や暮らしを守ることに、強くしなやかな国をつくることは、政治の果たすべき究極の使命であります。

一方で、現下の厳しい財政下、財源に限りがあることも、厳然とした事実であります。災害に対する脆弱性をできる限り科学的かつ客観的に評価し、優先順位を定めて、ソフト、ハード両面の防災・減災対策を講じていくことが肝要です。

私たち民主党は、東日本大震災発災時に政権を担っていた経験と教訓から、生活者の立場に立ち、未来に責任を果たし、強くしてしなやかな、ともに生きる社会をつくることと綱領に刻んだ理念に基づき、強靱化すべきは国土ではなく国民生活との思想を具現化する、国民生活強靱化のための防災・減災対策基本法案を提出し、審議に臨んでまいりました。

坂本剛二委員長の御指導のもと、二階先生、中川正春先生初め、提出者の皆様の御努力、与党筆頭理事の福井照議員の誠実な御対応、各党各会派理事、委員各位の真摯な御協力により、建設的な審議と協議が行われてまいりました。

その結果、これまでの災害を教訓に、いかに防災・減災対策に取り組むのが前文に記されたばかりか、計画や施策のもととなる脆弱性評価を検

証する規定が盛り込まれるなど、私たちの主張も、一部、修正案には反映されており、

が、以下述べます肝要な部分が入らず、溝が埋まらず、残念ながら、反対せざるを得ません。

第一の反対の理由は、その理念であります。私たちは、強靱化すべきは、国土ではなく、国民生活だと考えます。これまで整備してきた社会

資本の老朽化対策も必要です。ハード整備そのものを否定しませんが、高く築いた防潮堤を越えた津波が、過信して逃げなかつた多くの人の命を奪ってしまった教訓を、私たちは、刻み、生かさなければなりません。

発災直後七十二時間以内の人命救助に集中的な措置を講ずること、また、内閣府と消防庁を中核とした組織を設置することも提案いたしました。第二の理由は、その対象です。

修正されてもなお、大規模自然災害等となつております。提出者の答弁では、その対象を、笹子トンネル天井板落下事故のような事故も含めてということですが、国民の生命、身体及び財産を保護するためとして、対象となる事態が際限なく広がっていくことが懸念されます。

国土強靱化とのスローガンを掲げて、その対象範囲を自然災害以外にも広げて、ハード整備偏重で防災・減災対策を進めていくことには、賛同できません。こうした取り組みと選挙の集票や資金集めを連動させているとするならば、言語道断であります。

第三の理由は、財政規律の観点で欠落していることでもあります。

私たちは、自然災害にも直面してはいますが、財政も、既に危機的状況にあります。このまま、際限もなく、優先順位づけも曖昧かつ恣意的なままに防災、減災に係る事業を実施していけば、ま

ず、多くの方々の懸命の御尽力により進められております被災地の復興がおくれる懸念があります。そして、いずれ、財政は破綻してしまいま

す。国土が強靱化されても、財政が破綻すれば、一体、誰のための、何のための対策かわかりません。第四の理由は、その閉鎖性にあります。国土強靱化推進本部が、内閣総理大臣とその他の国務大臣だけで構成されています。これでは、

政府の視点により脆弱性評価の指針が作成され、政府の視点により脆弱性評価が行われ、政府の視点により基本計画の案が作成され、政府の視点により基本計画を決定することになります。これまた、一体、誰のための国土強靱化なのでしょう

か。自治体関係者等からの意見聴取の定めはあるものの、十分な第三者の関与が規定されておりません。防災・減災対策は、国民のために、国民とともに行われるべきものであります。政府だけが旗を振って予算をつけて進むというものではありません。脆弱性評価や基本計画に十分な客観性と透明性を担保するため、私たちが提起したように、推進本部に、国務大臣以外の参画を認めるべきであります。最後に、繰り返しますが、強靱化すべきは、国土ではなく、国民の生活です。来年の四月、納税者に消費税率引き上げをお願い

いする一方、目的であつたはずの社会保障制度改革は、その拡充が不十分なまま、負担増だけを先行させ、抜本改革は先送りされております。高校無償化改悪など、私たちが進めてきた、人への投資、子供たちへの先行投資も、心なく削られ始めております。

国土強靱化の美名のもとに、客観性や透明性に欠けた評価と計画のもと、財政規律の観点からの歯どめや重点化の仕組みがないまま、ハード整備偏重で事業が推進される法律を、このまま通すことは無責任です。したがって、反対です。

最後に、改めて議員各位の良識に訴え、討論といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
○議長(伊吹文明君) 次に、宮沢隆仁君。

(宮沢隆仁君登壇)

○宮沢隆仁君 日本維新の会、宮沢隆仁であります。

私は、防災・減災に資する国土強靱化基本法案に反対の立場から討論を行います。(拍手) 討論に入る前に、与党に対し、一言申し上げます。

特定秘密保護法案について、我が党は、修正合意とは別に、公聴会開催を含め、慎重審議を主張してまいりました。にもかかわらず、与党は、一方的に、質疑を終局し、委員会において強行採決を行いました。さらに、緊急上程まで行おうとしております。このことに断固抗議いたします。さて、国土強靱化基本法案の目的である、大規模災害から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となる

ように事前防災、減災を推進するという基本理念は、理解することができます。

防災及び減災の観点から、老朽化したトンネルや橋の修繕、学校や病院の耐震性強化など、最低限必要な公共事業は最優先で実施する必要があります。さらに、アベノミクス効果はいまだ地方経済に波及していませんので、防災、減災のための公共事業は、地域建設業の雇用を維持し、地方経済を活性化する観点からも必要です。

つまり、日本維新の会は、公共事業が要らないとか、悪であると考えているわけではありません。しかしながら、過去の公共事業への予算の使い方について、多くの問題点を指摘せざるを得ません。

例えば、過去の災害復興において、復興のためと言いつつ、地方の意見を聞かずに、現場の土地勘がない中央官僚の判断のみで、多くの無駄な予算を被災地に投入し、ピントのずれた公共事業をしていった事例が少なくありません。

「震災復興 欺瞞の構図」を執筆された原田泰氏によれば、内閣府は、東日本大震災の物的資産毀損額を十六・九兆円と推計し、この金額をもとに、十九兆から二十三兆の復興予算が必要であると推計しました。しかし、原田氏は、東日本大震災の被害額は六兆円にすぎないと述べています。

問題は、過去に復興予算としてつぎ込んだお金の使い方と金額が妥当であったか否かを、全く検証していないということです。反省も検証もなく、同じ過ちを繰り返すほど、国家の借金がふえ、子孫にそのツケが回り、国力は疲弊していく

のです。

なお、この点については、決算行政監視委員会において厳しく追及していきます。

次に、本法案には、国際競争力に資するといった抽象的な表現が含まれておりますが、どのような国際競争力を指しているのでしょうか。

このような抽象的の文言から、防災、減災とは関係なく、費用対効果の少ない大規模公共事業が実施されるおそれがあります。つまり、国土強靭化なる言葉が何を意味するかが明らかではありません。対象分野が明確でなく、広範な政策が含まれており、際限なく予算が浪費されるのではないかと不安を感じます。

地方公共団体との関係についても問題があります。法案第四条に、国土強靭化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する義務を有するとあります。まるで、公共工事の中央集権化が強化されたように感じます。

地方経済の発展のためには、地方自治体の裁量権を強化し、費用対効果が高い公共事業に限定し、むしろ、規制改革と税制改革などで対応すべきであり、過度に公共事業に依存すべきではありません。

組織についても疑問があります。本法案にうたう国土強靭化基本計画では、内閣に置かれた推進本部と関係行政機関によって運営されます。つまり、国会は関与する余地はなく、我々立法府として、こうした白紙委任は認められ

ません。しかも、公共事業の中央集権化が以前よりも強化されることにより、今後進めるべき地方分権に逆行します。

本法案は、かつて田中角栄氏が日本列島改造論を打ち出したときの手法と、とてもよく似ております。国土強靭化をてこに新しい公共事業の総合化と体系化を目指すというものでありますが、この当時の、族議員、陳情合戦、土建国家等の言葉が頭に浮かびます。

しかし、時代が違います。少子高齢化時代に入り、社会保障費が増大する現在の財政危機の中では、公共事業に過剰な予算を投入する余裕はありません。将来、人口が減る中で、私たちは、今後急速にふえてくるインフラの老朽化に合わせて、 unnecessaryなものは取り除き、必要なものは修理し、技術革新を進めながら、むしろ、インフラを縮小させていかねばなりません。

例えば、日常的にほとんど車が通らない、しかも維持保全に膨大な費用を要する道路を、何百年かに一回の災害のために、未来の子孫に借金をさせてまでつくり、抱えていくのかという問題でもあります。さらに、地方のみならず、大都市における空き地や空き家増加による限界集落化を、単なる強靭化思想では解決することはできないのです。

我々日本維新の会は、防災、減災という理念には賛成します。しかし、この厳しい財政状況の中で、財政規律を保ちながら持続的な経済成長を進めることは簡単なことではなく、本法案の中には、財政規律を

保つための条文は見受けられません。公共事業を強力に推進するためのアリバイづくりの法案とは思えません。

公共事業をめぐる過去の歴史と本質を見ると、むしろ、行財政改革を推進すべきではないでしょうか。

本法案の国会運営上にも問題があります。なぜ、このような法案が、議員立法であり、場違いな災害対策特別委員会に提示されるのでしょうか。まさか、南海トラフ地震法案、首都直下地震法案とセットで提示して、国民の恐怖心をあおり、野党の抵抗を抑えて通過させようという意図があるわけではありませんね。このような法案であれば、国土交通委員会のような、もつとふさわしい委員会があるのではないのでしょうか。

さらに、今国会での政府提出法案には、ないよりはましだろうというレベルの、法案としては完成度の高くない法案が目立つように思われます。突っ込みどころ満載の法案を提示し、修正を受け入れてでも急いで通してしまおうという姿勢が見えてしまいます。このようなやり方は、議会制民主主義にそぐわないのではないのでしょうか。

以上より、借金を積み重ね、公共事業に依存する古い自民党体質をほうふつとさせるこの国土強靭化基本法案には、反対せざるを得ません。

最後に、自由民主党及び公明党の皆様におかれましては、巨大与党の力に溺れず、百年後の子供たちに誇れるような真摯な国会審議を要望し、日本維新の会宮沢隆仁の討論を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次に、佐藤正夫君。

〔佐藤正夫君登壇〕

○佐藤正夫君 みんなの党の佐藤正夫です。

私は、みんなの党を代表し、防災・減災等に資する国土強靱化基本法案及びその修正案について、反対の立場から討論いたします。(拍手)

まず、討論の前に、長年にわたり本法案を準備されてきた二階俊博代議士、そして災害特別委員会などで本法案の御説明などに御尽力された福井照代議士など国会議員の皆様は、敬意を表します。

本法案の、国民の生命、身体及び財産の保護という理念については賛成です。

しかし、第一の問題点は、本法案以前に、内閣官房がその役割を果たしていないこと。

内閣法では、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務が内閣官房の業務とされています。すなわち、各省に横串を刺すのが、内閣官房であり、国土強靱化推進室であります。

しかし、国土強靱化推進室は、各省の予算や施策をホチキスでとじているにすぎない。職員も、寄せ集めであり、本法案の前に、内閣官房の国土強靱化推進室こそ、脆弱性評価を受けて、強靱化しなければなりません。

また、総務省の行政評価で指摘されているが、橋や道路やその他の公共施設を調査して長寿命化修繕計画を決めたのは、全国の自治体のわずか二％です。法案をつくる前に、現状の調査や評価を進めるのが先であります。

本法案を提出するのは、現在の体制で全国の公共施設の調査ができていないと、白旗を上げたことを意味するわけであり、

また、防災対策の特命大臣は、今こそ政治主導を発揮するチャンスではありませんか。この法案がなければ政治主導、内閣主導ができないというのであるならば、特命大臣も、本来の職務を放棄しているではありませんか。このような内閣官房や特命大臣のもとで国土強靱化法案を俗に言うアンブレラ法案といつて既存の制度の上にかぶせても、意味がありません。

第二の問題点は、かつての全国総合開発計画と同じく、中央集権型になっていること。

法案では、政府が脆弱性評価をし、政府が強靱化基本計画をつくり、政府が補助金の補助率を決める。自治体の思いは聞きおかれるだけで、幾ら自治体が国土強靱化地域政策をつくっても、財源も権限もない地方には、国の計画、金太郎あめ的な政策に従うほかない。まさに、中央官僚統制国家への逆戻りではありませんか。

さらに、地域のことは地域で決めるといふ考え方が欠けています。

昨日、私は、消防団百二十年・自治体消防六十五周年記念大会に出席をいたしました。ここでも、消防の精神は、みずからの地域はみずから守ることだとされています。

東京一極集中のまま首都直下型地震が起きたら、我が国全体はどうなるのか。霞が関の中央集権から多極分散型の道州制に変えることが、究極の災害対策であります。国の財源、権限、人間の三ゲンを地方に移譲して、道州制に変える必要が

あります。けさの新聞では、自民党は、道州制法案の今国会提出を諦めたと報道されています。提案者である自民党も公明党も、道州制を推進する公約を掲

げてこられたが、この理念は、一体どこへ行ったのか。

第三の問題点として、両法案では、財源や年限が明確に示されていない。

災害対策に名をかりた公共事業ばらまきを助長するおそれがある。いつまで、幾らの予算で国土強靱化を進めるのか法案では明確ではないが、最初に提案された際の、十年間で二百兆円という数字も見え隠れする。

本法案は、内閣総理大臣を本部長にした組織を水戸黄門の印籠として、財務省から二百兆円のばらまき予算を獲得するための法案であります。

また、大規模災害等の、等をつけるという霞が関文学も、法案の対象を曖昧にし、公共事業の対象を際限なく膨らませている。国民は、もうだまされたい。震災復興対策の名のもとに、被災地とは全く違う地域に予算が使われていた。国民は忘れていない。

第四に、我が党は、震災被災地の復興が第一と考えている。

○議長(伊吹文明君) 佐藤君、申し合わせの時間が過ぎていますから、なるべく簡単にしてください。

○佐藤正夫君(続) はい。

被災地の復興なくして日本の再生なしと安倍首相は述べている。しかし、この法案により、全国あまねく公共工事が推進され、被災地に人や資材が集まらなくなる。

以上を指摘し、本案及び修正案に反対をいたします。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次に、高橋千鶴子君。

〔高橋千鶴子君登壇〕

○高橋千鶴子君 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となりました防災・減災等に資する国土強靱化基本法案に反対の討論を行います。

(拍手)

三・一一東日本大震災から二年八カ月余が過ぎました。この間も、甚大な災害が次々と列島を襲い、南海トラフ地震、首都直下地震など、巨大地震が必ず起こると指摘される中で、大規模災害から国民の生命財産を守り抜き、人々の営みを守りたいという思いは、誰しも同じであります。

しかしながら、本法案は、防災、減災と国際競争力の向上を結びつけたために、方向は、大きく違つてしまいました。民主党の対案も取り入れ、法律の名称に、強くしなやかな国民生活の実現という言葉を加えたものの、その言葉の定義すらないので。

そこで、反対する第一の理由は、国際競争力の向上をそのまま基本理念に掲げた結果、国民の命と暮らしを守るための防災・減災対策がないがしろにされるからです。

質疑では、国際競争力の向上とは、我が国の安全性に対する国際的な理解と評価を高め、その結果、諸外国からの投資を呼び込むことだと説明されました。

諸外国からの投資を呼び込んで国際競争力を強化することと大規模災害から国民の命や暮らしを守るための防災・減災対策を結びつけなければならぬ必然性がどこにあるのでしょうか。

大規模自然災害等からの被害を最小限にし、国民の生命財産を守るためには、建物やライフライ

ンの耐震化、木造建築物密集地域の解消、地すべりや液状化など危険箇所指定と対策などを思い切つて進めるべきです。

住民に最も身近な地方公共団体には待たなしの課題ですが、これには財政保障が明確ではありません。地方公共団体がつくる国土強靱化地域計画は、国の定める国土強靱化基本計画との調和が求められます。これでは、国民のための身近できめ細かい対策が、結局、後回しにされかねません。

第二は、国土強靱化が、巨大開発事業の復活、拡大を進める根拠を与えるものだからです。

基本方針には、「国家及び社会の重要な機能の代替性の確保」「地域間の連携の強化、国土の利用の在り方の見直し等」という表現が盛り込まれています。

これまでも、代替性や大規模災害対策として、外環道や圏央道、新名神高速道路、一万四千里口の高速度路網、九兆円ものリニア新幹線建設が進められてきました。十月には、二〇〇八年に調査が中止された六海峡横断道路の一つ、関門海峡道路について、福岡県が調査再開を表明し、各地からも海峡道路の建設要望が出されており、まさに、四全総の復活を思わせる状況であります。

提案者は、脆弱性評価が前提だから公共事業促進にはならないと説明していますが、国際競争力が重視される一方、市民や第三者がチェックする手続がないために、不要不急の公共事業促進になりかねません。

第三に、防災、減災の取り組みは自助、共助、公助の適切な組み合わせとあるものの、国民生活

を守るために国のやるべきことが抜け落ちているからです。

東日本大震災で浮き彫りになったのは、医療、介護の資源の決定的な不足、行革や合併推進による行政機能、体制の低下であり、まさに、こここそ国が正面から取り組むべきであります。

また、複合的で大規模な被害が予想される石油コンビナートのように、民間企業の敷地、施設については、単に協力を要請するにとどまらず、企業みずから、施設のリスク評価を行い、公表することが不可欠であります。

終わりに、強くしなやかな国土、国民生活の実現は、政治のあり方そのものです。安倍政権がしやにむに進める、国民の暮らしと権利を脅かす政治とは、両立をしません。とりわけ、国民の知る権利も表現の自由も奪われ、戦前の暗黒時代に後戻りするような特定秘密保護法案の強行採決は、断じて許せません。

以上述べて、反対討論を終わります。(拍手)
○議長(伊吹文明君) 以上をもって討論は終局といたします。

○議長(伊吹文明君) 採決をいたします。
本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(伊吹文明君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決をいたしました。

○あべ俊子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、特定秘密の保護に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。(退場する者あり)

○議長(伊吹文明君) たいだいまのあべ俊子君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(伊吹文明君) 起立多数。よって、日程は追加されました。

特定秘密の保護に関する法律案(内閣提出)
○議長(伊吹文明君) 特定秘密の保護に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国家安全保障に関する特別委員長額賀福志郎君。

特定秘密の保護に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕
〔額賀福志郎君登壇〕

○額賀福志郎君 たいだいま議題となりました特定秘密の保護に関する法律案につきまして、国家安全保障に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを的確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めるものであります。

○議長(伊吹文明君) たいだいまの報告に賛成の諸君の起立を求めます。順次これを許します。まず、長島昭久君。

本案は、去る十一月七日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

本委員会においては、同日森国務大臣から提案理由の説明を聴取し、翌八日から質疑に入りました。十三日及び十九日には参考人から意見を聴取いたしました。二十五日に福島県において地方公聴会を開催いたしました。

同日、本案に対し、自由民主党、日本維新の会、公明党、みんなの党の四党派共同提案により、安全保障の定義、特定秘密を指定することができる行政機関の限定、指定の有効期間の延長の上限、国立公文書館等への移管、特定秘密の提供の義務、特定秘密の指定等の運用基準の作成、運用状況の報告等、国会への報告等、取得罪の目的犯化、特定秘密の指定、適性評価の実施等を行う行政機関に関する経過措置、指定及び解除の適正の確保、国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置のあり方、別表に掲げる事項の明確化等に係る修正案が提出をされ、提出者から趣旨の説明を聴取いたしました。

翌二十六日、安倍内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行い、質疑を終局いたしました。質疑終了後、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(伊吹文明君) たいだいまの報告に賛成の諸君の起立を求めます。順次これを許します。まず、長島昭久君。

〔長島昭久君登壇〕

○長島昭久君 民主党の長島昭久です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました、自由民主党、日本維新の会、公明党、みんなの党四党提出の特定秘密の保護に関する法律案に対する修正案に対し、反対の立場から討論を行います。(拍手)
冒頭に、与党側の修正協議担当者に改めて感謝を申し上げたいと思います。

筆頭理事の中谷先生、岩屋先生、今津先生、そして公明党の大口先生、上田先生、この一週間余、私たちの対案と真摯に向き合っていた、大変なご苦労を、議会人として、その誠意ある姿勢に深く敬意を表するものであります。

あと二、三週間あれば、あるいは合意にこぎつけることができたかもしれません。まことに残念であります。

質疑を打ち切り、この修正協議を頓挫させたのは、ひとえに、事を性急に運ぼうとする政府の強引な姿勢にあるのです。

福島における地方公聴会で慎重審議を求められた翌日の強行採決であります。しかも、共同修正提出政党が欠席をしている。前代未聞であります。こんな異常な環境で、ここまで重要な法案を強行するとは、まさしく、立法府軽視も甚だしい。満腔の怒りを持って抗議を申し上げたいと思います。

私は、十年前、初めて国政に送っていた。だいたい以来、外交、安全保障に与党も野党もない、あるのは国益のみ、その政治信念に基づき、国家安全保障問題に真剣に取り組んでまいりました。

したがって、さきに本院で審議された国家安全保障会議設置法をめぐっても、日本版NSCがより機能するように、修正案を提起し、与党との合意を得るために汗をかかせていただきました。

NSCを創設し、我が国のインテリジェンスを強化していく。インテリジェンスを強化するためにも、必要最小限の秘密を漏えいから防ぐ法制度を整備することは当然であります。

したがって、決して、平成の治安維持法などという極論を振りかざすつもりはありません。

主権国家である以上、国家の存立と国民の安全保障するため、一定の情報を秘密にすること、そして一定期間秘匿しておくことの必要性は、十分理解しております。実際、そういった認識に基づいて、民主党政権下で秘密保護法の立法作業に着手したことも事実であります。

しかし、私は、今回提出された政府原案を見たとき、残念ながら、私たちが策定しようとした秘密保護法とは根本的に考え方が異なると感じました。基本的な制度の設計思想が異なるのです。

民主党の対案のポイントは、ことし六月に公表された国家安全保障と情報への権利に関する国際原則、いわゆるツワネ原則に沿ったものであります。

それは、公開の規制対象を限定する、秘密指定の期限や公開請求手続を定める、全ての情報にアクセスできる独立監視機関を置く、メディアなど非公務員は処罰の対象外とする等、五十項目にわたる原則を列挙しています。これが、秘密保護法の国際スタンダードであります。

本法案担当の森大臣は、このツワネ原則を読んだこともないと言われ、失笑を買いましたが、私

たちは、こういった国際スタンダードを踏まえ、米国初め各国の制度を研究し、今国会の審議を通じて詳細な論点整理を行いながら、国民の皆さんの声にも耳を傾け、民主党として対案を取りまとめ、国会に提出したのが、先週の火曜日でありました。

提出が遅いという声が聞かれますが、ただか十日余りの国会審議で強引に採決しようという方が拙速なのではないでしょうか。

世論調査を見ても、明らかに、国民は慎重な審議を求めています。私たちは、大半の国民が納得できるような法制度をつくらうと提案しているにすぎないのです。

私たちは、条件反射的に反対を叫んでいるわけではございません。安手の引き延ばし戦術を弄しようとも思っておりません。

議論の大前提として、行政の情報は主権者たる国民のものであるという、民主主義の根幹にかかわる認識を、いま一度強調せねばなりません。

だからこそ、私たちは、情報公開法と公文書管理法の改正案も、あわせて提案させていただきます。

修正協議に臨んだ与党の交渉担当者の皆さんは、情報公開制度の拡充や公文書管理の重要性を認めつつ、それら改正案を検討するには時間がなさ過ぎると慨嘆されました。これは、時間をかければ、この法案でも折り合える可能性があるというところでしょうか。

一方で秘密保護法案に関する審議時間は十分だといい、他方で情報公開や公文書管理について検討するには時間が不十分と言うのは、明らかに自己矛盾しているのではないのでしょうか。

民主主義社会においては、情報公開と秘密保護という二つの公益のいずれも重要なものです。時間をかけて、その二つの重大な公益を満たす一致点を見出すというのが筋だと考えます。

その筋を踏み外して、小手先の修正で妥協してしまつたみんなの党の執行部には、失望を禁じ得ません。行政機関の長の長たる内閣総理大臣が第三者機関とは、笑止千万であります。

みんなの党の中にも、日本維新の会の中にも、慎重審議を求める議員が数多くおられたと仄聞いたします。

議場の同僚議員の皆さん、国家存立のための秘密の保護と、情報公開や国民の知る権利とのバランスに最大限配慮した私たちの民主党案について、虚心坦懐にもう一度検討していただきたいと思ひます。その上で、最終的な投票態度を決めたいと思います。

民主党案は、国民の不安や懸念に十分応えるものとなつていてと自負しております。したがって、心ある与党議員からも、有識者やマスメディアからも、一定の評価をいただいております。

他方、政府原案はもとより、四党修正案でも、依然として、本質的な問題は何ら解決されておられません。

以下、本質的な相違点につき、ポイントを絞つて説明させていただきます。

第一に、修正案においても、指定される秘密の基準や範囲は、依然として広範で曖昧であり、その他という文言も数多く残されたままで、拡大解釈の懸念は拭えません。

国連人権高等弁務官事務所は、二十二日、言論の自由を担当する二人の特別報告者が、日本の特

定秘密保護法案に重大な懸念を表明したと報道されております。

これに対し、民主党案では、その他という曖昧な文言を極力排し、防衛秘密、特別防衛秘密は現行制度のままとし、外交と国際テロリズムに関して外国の政府または国際機関との情報を共有する上で必要かつ不可欠な情報に限定して、秘密の範囲を絞り込みました。

また、違法や行政の瑕疵を隠蔽するなど、政府の秘密指定を禁ずる項目も追加をいたしました。

第二は、秘密の指定や運用について、政府を監視する第三者機関についてであります。

政府原案では、有識者の意見は聞くが、あくまで政府が運用基準を定め、行政機関の長が秘密指定することになっていました。

修正案では、附則に、秘密の指定や解除の基準等を検証し、監察できる新たな機関の検討が書き込まれましたが、いつまでに、どのように検討するのか、設置されるまでどうするのか、本当に設置されるのか、全く保証の限りではありません。

これでは、実際に行政が決めた秘密が適正に運用管理されているのか、国民の側から客観的に確認する方法がないままに、見切り発車することになりかねません。

民主党は、独立行政委員会である情報適正管理委員会を設置して、政府が秘密を適正に管理するように監視するために、秘密の指定や解除、秘密を扱う公務員等の適格性確認など、運用の基準の決定、調査、勧告、苦情の申し出への対応、国会への報告など、その任務と権限を具体的に規定した法律案を提出させていただきました。

秘密を取り扱う公務員等が不当な秘密指定の存

在を知った場合、委員会に通報する義務も定められています。さらに、この委員会の独立性を担保するために、委員は国会が指名することとなっております。

第三のポイントは、国会の関与であります。

四党修正案では、民主党の提案を受け入れて、国会への情報提供を義務規定とし、保護措置についても、政府原案では、政令で定めるとなっているものを、国会で定めると改めたことは、評価に値します。

しかし、依然として、国会への情報提供について、最終的には行政の裁量に委ねられる余地を残しています。

これに対し、私たち民主党案は、国会法百四条の改正案を提出し、行政情報の提供を求めるために国会がどういう措置をとるべきかを明記し、最終的な判断を、行政の裁量ではなく、あくまでも国会の自律権に委ねています。

この点は、恐らく、伊吹議長にも十分御評価いただけるのではないかと考えております。

第四に、処罰についてであります。

政府原案では、秘密を扱う公務員等による情報漏えいとともに、情報を取得しようとする者に対しても厳しい罰則を科しています。

修正案では、二十四条をスパイなどの目的に絞りました。しかし、二十五条では、情報漏えいを共謀し、教唆し、または扇動しただけで処罰の対象となり、二十四条のスパイ目的でも、秘密の管理を害する行為、これは未遂の場合までも処罰されるおそれを残しています。

このことにより、取材や報道活動が萎縮したり、公務員側が厳しい処罰を恐れて情報提供しな

くなれば、国民の知る権利が侵害されることになりかねません。

民主党案では、秘密の取扱者への処罰は懲役五年以下とし、また、不正取得への新たな罰則も全文削除し、処罰の範囲も現行の国家公務員法の規定の範囲内とし、国民の知る権利と報道の自由に最大限配慮しています。

以上、申し述べた理由により、民主党は四党修正案に反対であります。

最後に、今や巨大化した政府・与党には、一段と謙虚な議会運営に努めることを改めて求めたいと思えます。

衆議院での審議や民主党案をめぐる修正協議を踏まえて、ぜひ、参議院においても、改めて熟議を重ね、さらなる法案修正に向け努力されんことを求め、私の討論といたします。

ありがとうございました。(拍手)
○議長(伊吹文明君) 次に、岩屋毅君。

(岩屋毅君登壇)

○岩屋毅君 自民党の岩屋毅でございます。

私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました特定秘密の保護に関する法律案に賛成の立場で討論をいたします。(拍手)

その前に、一昨日、中国が尖閣諸島を含む東シナ海に防空識別圏を設定した事案について、一言申し上げます。

かかる行為は、一方的に現状を変更しようとする乱暴なしわざであるばかりではなく、不測の事態を招きかねない極めて危険なものであつて、断じて容認することはできません。

政府は、冷静かつ毅然たる対応をもつて、断固これが撤回を求めていくよう、強く要望しておき

たいと思えます。

さて、このように、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しております。急速に我が国周辺の軍事バランスが変容しつつあるだけではなく、国際テロ、大量破壊兵器の拡散などの新たな課題も生じてきております。

多様化、複雑化する国際情勢の中で、我が国の確かな政策判断を行っていくためには、安全保障に関する情報の獲得とその保全が、従来とは比較にならないほどに重要になってきているのであります。

忘れてならないのは、アルジェリアの邦人人質事件であります。我が国と国民を守るために、安全保障に関する情報がいかに重要な意味を持つのか、この事件を通じて、我々はそのことを痛感させられました。

このような状況を踏まえた上で、安倍政権は、国家安全保障会議の設置に向けて動き始めたのであります。同会議の設置は、これまで各省庁がばらばらに保有してきた安全保障に関する情報を一元化し、総理の強力なリーダーシップのもとに、山積する諸課題に対して迅速かつ機動的に対応策を見出していくためのものであります。

そういう意味で、国家安全保障会議の設置は、我が国の安全保障体制を充実強化するための画期的な取り組みであると言えることができます。

委員会審議においては、各党から、真摯な御議論と建設的な御提案をいただき、最終的に五党共同による修正を行った上で、法案を参議院に送付することができました。この間の各党の真摯なお取り組みに対し、心から敬意を表する次第でございます。

しかしながら、これだけでは、まだ不十分なのでございます。複雑化する国際情勢の中にあつて、国と国民の安全を確保していくためには、機微な情報を関係各国と共有し、グローバルなレベルで対応措置を講じていくことが必要だからでございます。

それがためには、安全保障に関する情報を的確に保護するための体制を整備されなければなりません。共有した情報をつかりと保全し、統合し、分析し、迅速に政策決定部門に提供できる体制が整っていないければ、せっかく立ち上げる国家安全保障会議が効果的に機能することができないからでございます。

こうした現状に対応するために提出されたのが、特定秘密の保護に関する法律案であります。この法律は、大きく三つの柱から成っております。

第一の柱は、特定秘密の指定であります。特定秘密として指定され得る分野は、大きく分けて、外交、防衛、特定有害活動、そしてテロの四分野であり、別表において、計二十三個の事項が明記されております。

本法案において、特定秘密の取り扱いの業務は、適性評価を経て、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者に限り、行うことができるしております。

適性評価は、既に諸外国において導入されている制度であり、機微な情報を取り扱うために必要不可欠な制度であります。特定秘密を厳格に管理するためには、物的管理を強化することはもちろん、このような人的な面でも保護体制を構築する必要があります。法案は、評価対象者のプライバシーの保護の観点から見ても適切なものになっていると考えます。

第三の柱は、特定秘密の漏えい行為等に対する罰則の整備であります。特定秘密は、その性質上、漏えいすることによって我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすものであることから、漏えい行為等に厳罰を科すことによつて抑止力を強化する必要があります。

現在、防衛分野を除いては、国家公務員法の守秘義務によつて保護されているにすぎず、その抑止効果は極めて不十分であると言わざるを得ません。民間の営業秘密については、不正競争防止法では懲役十年以下、また、米国から供与された装備品等に関する特別防衛秘密については、懲役十年以下を科すこととなっております。

行われるのではないかと、国民の知る権利が制限されるのではないかなど、懸念の声が寄せられてきたことも事実であります。民主主義と秘密のバランスをどうとっていくか、極めて重要な課題であることは論をまちません。

そこで、我々は、そういった国民の声に耳を傾け、委員会審議を通じて各党から出された修正案並びに対案についても真摯に耳を傾けた上で、政府提出法案を十二項目にわたつて修正いたしました。

三十年を超えて秘密指定の有効期間を延長する際に内閣の承認を要することに加え、さらに、法案に明記した一部の事項を除いて六十年をもつて原則公開とすること、有識者会議の意見を聞いた上で、特定秘密の指定や解除等についての統一的な基準を設けることとするなど、恣意的な運用を防ぐための重層的な仕組みを設けることとしたところであります。

各党間において紳士的かつ建設的に協議を行った結果、自由民主党、公明党、日本維新の会、みんなの党、四党共同の修正案が提示されることとなりました。民主党には、対案を出していただきました。しっかりと聞かせていただきました。先ほど長島委員から評価をいただき、感謝をしているところでございます。内容を吟味した結果、賛成するに至りませんでしたけれども、その御主張の一部には大いに聞くべきところがあり、結果的に、修正案の中にその一部を反映させていただいていると思っております。

各党の委員諸兄に心から敬意を表したいと思っております。

他の修正内容については、各党の代表者によつて詳しく説明が行われると思いますが、これら十二の項目にわたる修正は、いずれも適切なものであつて、これまでの国民の皆さんの御懸念に因應に十分なものになっていると考えております。

次なる課題は、行政内部における第三者的な監視機関の創設並びに国会における情報に特化した委員会などの設置となりますが、これらについても、修正案の中で検討と措置の必要性を明記したところであり、今後、政府の努力と各党間の精力的な話し合いによつて迅速に答えを出していかなければならないと考えております。

私は、今回の特別委員会の審議の過程には、しっかりと民主主義が機能していたと感じております。いずれの政党も、国の安全保障体制の再構築の必要性、情報保全の体制を強化する必要性については、認識を共有できていたと思っております。その上で、四十三時間を超える審議時間を確保し、この間、二回の参考人質疑、さらには地方公聴会などによつて審議を深めることができました。

こそが、安倍総理の掲げる積極的な平和主義であります。その作業は、今始まったばかりです。しつかりやり遂げていこうではありませんか。議員諸兄の本法案に対します御賛同を心よりお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。 (拍手)

○議長(伊吹文明君) 次に、赤嶺政賢君。 (赤嶺政賢君登壇)

○赤嶺政賢君 私は、日本共産党を代表して、秘密保護法案に反対の討論を行います。 (拍手)

本日、安倍内閣と自民、公明、みんなの三党が、国家安全保障特別委員会において秘密保護法案を強行採決したことに、断固抗議するもので

す。本法案は、国民の基本的人権を初め、憲法原理にかかわる重大な法案であるにもかかわらず、わずか二週間余りの審議で、中央公聴会も行わず、質疑を打ち切り、討論さえ認めませんでした。質疑権、発言権を踏みにじる、議会制民主主義じゅうりんの暴挙であり、我が国の議会政治に重大な汚点を残すものであります。

そもそも、法案の概要が国民に初めて示されたのは九月三日でありました。政府が十五日間に期間を切ったパブリックコメントに九万件の意見が寄せられ、その八割が反対でした。そうした国民の声を踏みにじて、安倍内閣が法案を国会提出して一カ月、法案に対する批判と反対の声は国民の各界各層に急速に広がり、慎重審議を求める国民は八割を超えています。

自民、公明両党は、審議は尽くされたと言いますが、昨日の福島地方公聴会で出された意見を

どう受けとめるのでしょうか。

浪江町長を初め、七人の意見陳述者から語られたのは、原発安全神話のもとで、情報が知らされず、取り返しのつかない事故が引き起こされ、生活を奪われたことへの憤りでありました。法案の賛成者は誰一人なく、秘密ではなく情報公開を求めたのであります。こうした意見を無視した与党の責任は極めて重大です。

秘密保護法案の危険な本質は、短期間の審議でも明らかです。

基本的な人権、国民主権、平和主義という日本国憲法の基本原理を根底から覆す、希代の悪法にほかなりません。

第一に重大な問題は、特定秘密の指定が政府に委ねられ、政府の恣意的判断で勝手に決められることです。

国民には、何が秘密かも知られず、自分が触れた情報が秘密かどうかわからないまま処罰されるのであります。秘密の指定期間は政府の判断で幾らでも更新できることになっており、四党修正によつて、原則三十年から六十年に延ばされ、さらに例外まで設けており、永久秘密とされるおそれさえあります。

第二に、最高刑十年の懲役という重い刑罰で国民を監視し、取り締まる、弾圧立法であります。

秘密の漏えいだけでなく、その未遂や過失まで処罰し、取材などで秘密を取得する行為、そこには、共謀、教唆、扇動も対象としています。逮捕されれば、裁判でも特定秘密は開示されず、暗黒裁判になりかねません。

第三に、そもそも、日米安保のもとで、歴代政

府は、核密約、沖縄返還密約を隠し続け、今なお、在日米軍の特権や基地の運用にかかわる取り決めを明らかにしていません。密約の存在を認めず、反省もせず、日米安保の秘密を一層拡大するものであります。

秘密保護法で国民の目、耳、口を塞いで国民の批判を封じ込め、集団的自衛権の行使を容認して、日本を海外で戦争する国につくりかえる安倍政権の策動は、断じて許されません。

かつて、日本は、軍機保護法制で国民に真実を隠し、アジア侵略の戦争に突き進みました。その痛苦の反省に立つて、日本国民は、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないように

することを決意し、日本国憲法を確定し、戦後の出発点としたのであります。最後に、日本共産党は、違憲の秘密保護法案の成立を阻止するため、広範な国民と共同し、最後まで闘う決意を表明し、討論を終わります。

(拍手) ○議長(伊吹文明君) 次に、畠中光成君。 (畠中光成君登壇)

○畠中光成君 みんなの党の畠中光成です。私は、本日の議題である特定秘密の保護に関する法律案の採決に当たり、みんなの党を代表して、賛成の立場から討論をさせていただきます。

(拍手) 第一に、我が国を取り巻く厳しい国際情勢の中で、国及び国民の利益を守るための安全保障に関する情報の重要性は増しており、これらの情報に対する秘密保全の徹底が必要で

す。従来より、我が国では、外国情報機関の情報収

集活動などにより、情報が漏えいし、またはそのおそれが生じた事案が何度も発生しています。加えて、IT技術やネットワーク社会の進展に伴い、政府の保有する情報がネットワーク上に流出し、極めて短期間に世界規模で広がるといった事案も発生しています。

第二に、さきに特別委員会で議論を行った国家安全保障会議などにおいて政策判断が適切に行われるためには、政府部内や諸外国との間において、相互信頼に基づく情報共有の促進が不可欠です。そのためには、秘密保全に関する制度を、法的基盤に基づく確固たるものとするのが重要で

す。一方で、本法律案は、国民の知る権利などの民主主義社会と情報インテリジェンスの相克の問題を浮き彫りにしています。政府原案については、国民の皆様から不安や疑問の声が多く寄せられました。

みんなの党は、これらの声を真摯に受けとめ、秘密の範囲が際限なく広がらないようにすることや、内閣総理大臣の関与による省庁間の統制の排除、立法府による監視機能の創設による民主的統制の担保、情報にかかわる職員の倫理の保持のために必要な方策の検討などを修正協議の中に盛り込み、今回の法律案に至ったものです。

みんなの党は、かねてより、激動する国際情勢の中で、戦略的な外交を行うことの必要性を主張しています。その中で、政府全体の情報収集能力や情報漏えい防止策の強化の重要性もお訴えしてきたところです。これらのことから、本法律案には賛成の立場を

表明しますが、成立後、その運用において、法の趣旨から逸脱した、国民の権利の侵害がされることのないよう注視してまいりたいと明瞭に申し上げ、法案賛成の討論とさせていただきます。

○議長(伊吹文明君) それでは、玉城デニー君。

(玉城デニー君登壇)

○玉城デニー君 生活の党の玉城デニーです。

私は、生活の党を代表して、政府提出の特定秘密の保護に関する法律案及び自民党、公明党、日本維新の会、みんなの党提出の秘密の保護に関する法律案の修正案に断固反対の立場から討論を行います。(拍手)

それにしても、安倍政権と与党の国会運営には、国民の代表による言論の府という矜持のかけらもないことが、図らずも顕著になりました。福島県福島市で開かれた地方公聴会は、ついこの間のことです。与党も含めた各党から推薦された七名の意見陳述人からは、地方の意見を、被災地の意見を、もつと多くの国民の声を全国の地方公聴会を開催してぜひ拾ってほしい、拙速な結論を急いで出すべきではないなどの強い要望がありました。

このことは、これまでの委員会質疑、理事会発言で野党各党が繰り返し求めてきた、国民意見を聴取する機会をできる限り持つべきであるという、必要かつ重要な民主的議論のための手続であります。

にもかかわらず、国会日程を優先させるがために、慎重な審議を求める国民の願いを振り払い、地方公聴会翌日に、わずか二時間の質疑のみで、討論の機会すら設けずに採決を強行するというこ

とは、政府・与党のまきにおごり、高ぶり、横暴ぶりが国権の最高機関の権威をも汚すものと糾弾されるべきものであります。

なお、陳述人の七名皆さん全員が本法案に反対の立場であったことも報告しておきます。

そもそも、国が扱うさまざまな情報は、本来、国民の財産であり、当然、国家の主権者たる国民へ公表、公開されるべきものであることは言うまでもありません。

ところが、この法律案は、行政機関の長が秘密指定できる情報の範囲が広い上に、恣意的に指定される場合もあり得るといふ懸念が指摘されており、国が保管する情報にアクセスしようとする一般の国民はもちろん、我々国会議員や報道関係者をも、漏えいを防止することが目的であれば、たとえその行為が未遂であろうとも、重罰規定によつて牽制しようとするもので、知る権利を著しく侵害するものであります。

国家にとつて漏らしてはならない重要な情報が存在するということは、膨大な情報があふれている現代社会の中で生活する者であれば、誰もが理解できることでしよう。

他方で、政府がどのようにして外交、安全保障上重要な情報を決定し、政策として具現化していったかということについては、第三者はもちろんのこと、後世が情報を正しく分析し検証をするという手だてがなければなりません。

誤った情報による外交上の失敗を繰り返さないためには、政府の持つている情報を国民にしっかりと知らせ、国の方針が正しいかどうか、国民に判断させることが重要なのです。

ところが、沖縄返還時における密約問題を一例

に見ても、当事者である県民にその情報が公にされるどころか、密約が存在したことが証明された後も政府はその存在を否定し続け、隠蔽してきたではありませんか。行政による恣意的な秘密保全が、国民の政治参加意識そのものを拒否するものであつては絶対ならないのです。

アメリカ合衆国の秘密保全法制は、議会の特別委員会における審査や国立公文書館情報保全監察局長による機密解除請求などの多くの秘密指定を適正化するための制度が設けられています。大統領令によつて、機密指定をする際に、その指定を解除する日を特定しなければならぬとされており、その期日が到来すれば自動的に機密指定が解除される制度となつております。

他方、そのアメリカ力の安全保障における情報の共有体制に恋々とする安倍政権と党のこれまでの法案、修正案は、特定秘密の指定時に五年を超えない期間で指定の有効期間を設定する旨の規定はあるものの、修正案では延長期間が最長六十年まで先延ばしされ、一旦秘密指定を受けた他の特定秘密は、廃棄に関する責任の所在規定が置かれていないことなどから、永久に国民の目にさらされることのない可能性も払拭されておりません。

もともと問題だらけであつた法律案に、びぼうにびぼうを重ねた、危険と欠陥の継ぎはぎだらけのような法案、修正案では、真に国民の側に立つた、国民の望む平和的な安全保障政策など実現できるはずはありません。脅威をあまり、対話を閉ざして集団的自衛権行使にひた走る安倍政権の国民に対する愚策、暴挙そのものであり、断じて許されることではありません。

以上のことから、この法律案及び修正案につい

て、国民の知る権利や報道、取材活動の制限、プライバシーの侵害などを強めていること、国民主権のもとで本来国民が持つべき権利の行使こそ、最優先されるべき民主主義の根幹であることを強く指摘するとともに、生活の党として、国会法、自衛隊法及び国家公務員法など現行法規の改正で、法案を成立させずとも十分意義をなし得るといふ政策理念の観点から、本法案及び修正案に断固反対し、討論といたします。

○議長(伊吹文明君) 以上をもつて討論は終局といたします。

○議長(伊吹文明君) 採決をいたします。

本委員長の報告は修正であります。本委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊吹文明君) 起立多数。よつて、本委員長の報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(伊吹文明君) 本日は、これにて散会いたします。

午後八時十一分散会

出席国務大臣

国務大臣 古屋 圭司君
国務大臣 森 まさこ君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る二十二日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、去る二十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律
首都直下地震対策特別措置法

(報告書受領)
一、去る二十二日、内閣を経由して文部科学大臣下村博文君から、次の報告書を受領した。

独立行政法人日本学術振興会法附則第二条の七第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会平成二十四年度先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書並びに同報告書に付する文部科学大臣の意見

平成二十五年十一月二十六日 衆議院会議録第十四号 議長報告

独立行政法人日本学術振興会法第二十一条第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会平成二十四年度学術研究助成業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
スポーツ振興投票の実施等に関する法律第三十条第二項の規定に基づく独立行政法人日本スポーツ振興センター平成二十四年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

(理事補欠選任)

一、昨二十五日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 村岡 敏英君(理事石岡貴史君昨二十五日委員辞任につきその補欠)

理事 石岡 貴史君(理事村岡敏英君昨二十五日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任 鬼木 誠君 補欠 中川 郁子君
田所 嘉徳君 末吉 光徳君
福山 守君 白石 徹君
赤嶺 政賢君 塩川 鉄也君
白石 徹君 根本 幸典君
末吉 光徳君 田所 嘉徳君
中川 郁子君 鬼木 誠君
根本 幸典君 福山 守君
塩川 鉄也君 赤嶺 政賢君

財務金融委員

辞任

小倉 將信君 補欠 村岡 敏英君
小林 鷹之君 工藤 彰三君
田畑 毅君 末吉 光徳君
工藤 彰三君 小田原 潔君
末吉 光徳君 田畑 毅君
村岡 敏英君 小倉 將信君

厚生労働委員

辞任

大久保三代君 補欠 瀬戸 隆一君
金子 恵美君 宮崎 謙介君
田畑 裕明君 今野 智博君
村岡 敏英君 小倉 將信君
宮崎 謙介君 宮川 典子君
小倉 將信君 村岡 敏英君
今野 智博君 田畑 裕明君
瀬戸 隆一君 大久保三代君
宮川 典子君 金子 恵美君

国土交通委員

辞任

秋本 真利君 補欠 穴見 陽一君
門 博文君 勝沼 栄明君
國場幸之助君 津島 淳君
佐田玄一郎君 武部 新君
白須賀貴樹君 宮川 典子君
谷川 弥一君 末吉 光徳君
林 幹雄君 平沢 勝栄君
前田 一男君 清水 誠一君
務台 俊介君 宮崎 政久君

泉 健太君

西岡 新君 高橋 みほ君
末吉 光徳君 三ツ林裕巳君
津島 淳君 牧島かれん君
牧島かれん君 小田原 潔君
穴見 陽一君 秋本 真利君
小田原 潔君 國場幸之助君
勝沼 栄明君 門 博文君
清水 誠一君 前田 一男君
武部 新君 佐田玄一郎君
平沢 勝栄君 林 幹雄君
三ツ林裕巳君 谷川 弥一君
宮川 典子君 白須賀貴樹君
宮崎 政久君 務台 俊介君
津村 啓介君 泉 健太君
高橋 みほ君 西岡 新君

議院運営委員

辞任

根本 幸典君 補欠 青山 周平君
篠原 孝君 笠 浩史君
小宮山泰子君 村上 史好君
青山 周平君 根本 幸典君
笠 浩史君 篠原 孝君
村上 史好君 小宮山泰子君

議院運営委員

辞任

一、昨二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
議院運営委員
辞任 石岡 貴史君 補欠 村岡 敏英君
村岡 敏英君 石岡 貴史君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員

辞任

補欠

井林 辰憲君	川田 隆君
神山 佐市君	石川 昭政君
小宮山泰子君	畑 浩治君
石川 昭政君	神山 佐市君
川田 隆君	井林 辰憲君
畑 浩治君	小宮山泰子君

一、昨二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

穴見 陽一君	小田原 潔君
小倉 將信君	青山 周平君
鬼木 誠君	鈴木 憲和君
武井 俊輔君	岩田 和親君
堀内 詔子君	小林 史明君
中根 康浩君	吉田 泉君
青山 周平君	小倉 將信君
岩田 和親君	武井 俊輔君
小田原 潔君	穴見 陽一君
小林 史明君	堀内 詔子君
鈴木 憲和君	鬼木 誠君
吉田 泉君	中根 康浩君

国家安全保障に関する特別委員

辞任

補欠

大塚 拓君	佐々木 紀君
鈴木 馨祐君	務台 俊介君
松本 洋平君	山田 賢司君
山際大志郎君	藤井比早之君

(議案提出)

近藤 洋介君	後藤 祐一君
今村 洋史君	桜内 文城君
佐々木 紀君	大塚 拓君
藤井比早之君	山際大志郎君
務台 俊介君	鈴木 馨祐君
山田 賢司君	松本 洋平君

一、去る二十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。
地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案(東国原英夫君外四名提出)

(議案受領)

一、去る二十二日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
戸籍法の一部を改正する法律案
(議案付託)
一、去る二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
国家公務員法等の一部を改正する法律案(渡辺喜美君外三名提出、衆法第一〇号)
幹部国家公務員法案(渡辺喜美君外五名提出、衆法第一五号)
国家公務員法等の一部を改正する法律案(津村啓介君外四名提出、衆法第一六号)
国家公務員の労働関係に関する法律案(津村啓介君外四名提出、衆法第一七号)
公務員庁設置法案(津村啓介君外四名提出、衆法第一八号)
国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

以上六件 内閣委員会 付託

(議案送付)

一、昨二十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案(東国原英夫君外四名提出)

(議案通知書受領)

一、去る二十二日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
首都直下地震対策特別措置法案

一、去る二十二日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(質問書提出)

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

平成二十六年度税制改正要望における公害防止用設備に係る特例措置の適用期限の延長に関する質問主意書(高橋千鶴子君提出)

身体障害者補助犬法に関する質問主意書(阿部知子君提出)

北方四島への邦人の入域に係る閣議了解に関する第三回質問主意書(鈴木貴子君提出)

北方領土における日ロ共同経済活動に対する安倍晋三内閣の見解に関する第三回質問主意書(鈴木貴子君提出)

「竹島の日」に対する安倍晋三内閣の認識等に関する再質問主意書(鈴木貴子君提出)

竹島問題解決に向けた政府部内の整備に対する安倍晋三内閣の取り組み等に関する再質問主意書(鈴木貴子君提出)

(答弁書受領)
一、去る二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木貴子君提出二〇一〇年九月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る元内閣官房長官の発言等に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子君提出外国の情報機関による盗聴に対する安倍晋三内閣の認識等に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子君提出外務省による竹島と尖閣諸島に係る動画配信の是非等に関する再質問に対する答弁書

平成二十五年十一月十三日提出
質問 第六六号

二〇一〇年九月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る元内閣官房長官の発言等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 貴子

二〇一〇年九月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る元内閣官房長官の発言等に関する再質問主意書

二〇一〇年九月七日、尖閣諸島周辺に侵入した中国漁船が、我が国の海上保安庁巡視船に衝突する事件(以下、「衝突事件」とする。)が起きた。右を受け、同月八日、石垣海上保安部は同漁船の艦基雄船長を公務執行妨害の容疑で逮捕したものの、同月二十四日、那覇地方検察庁の鈴木孝次席検事は、同船長を処分保留として釈放することを発表し、翌二十五日午前一時半過ぎに釈放がなされた。右の事件が発生した当時、内閣官房長官を務めていた仙谷由人氏が、本年九月十九日、時事通信社のインタビューに応じている。右、「前回答弁書」(内閣衆質一八五第三八号)を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では「御指摘の事件の被疑者を釈放するの方針は、検察当局において、法と証拠に基づいて決定されたものであり、当該方針の決定に関して、関係省庁との折衝及び協議が行われたことはない」と承知している。との答弁がなされている。右答弁を起案した者、また決裁をした者の官職氏名をそれぞれ明らかにされたい。

平成二十五年十一月二十六日 衆議院会議録第十四号 議長長の報告

二 「衝突事件」が起きた当時、現在与党を構成している自民党、公明党は野党であった。その当時、両党、特に現在与党第一党である自民党から、「衝突事件」への菅直人内閣の対応を厳しく批判する声が出ていたと承知する。安倍内閣総理大臣として、当時の自民党からどのような批判が出ていたかを記憶しているか。

三 現在の安倍内閣としても、当時の検察庁の判断は妥当であると認識しているのか。「前回答弁書」の内容からは右が曖昧なため、改めて明確な答弁を求める。

四 「衝突事件」を起こした漁船の船長の釈放を決めたのは、あくまで検察側の判断であり、当時の政府、菅内閣は一切何も関与していなかったのか。「前回答弁書」の内容からは右が曖昧なため、改めて明確な答弁を求める。

五 「前回答弁書」の内容を考えると、「衝突事件」について仙谷元長官が嘘をついていることになり、安倍内閣として、同長官は虚偽の話をしたものと認識しているのか。明確に答えられたい。

六 五で、仙谷元長官が嘘をついているのなら、現在外交を司る政府の立場を担っている安倍内閣として、同長官に抗議をし、発言の訂正を求めざるべきであると考え、右の措置をこれまでに講じてきているか。

七 六で、講じてきていないのなら、それはなぜか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一八五第六六号

平成二十五年十一月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出二〇一〇年九月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る元内閣官房長官の発言等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木貴子君提出二〇一〇年九月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る元内閣官房長官の発言等に関する再質問に対する答弁書

一 について

質問主意書に対する答弁は、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第七十五条第二項の規定に基づき内閣としてお答えするものである。先づ、先の答弁書(平成二十五年十一月十二日内閣衆質一八五第三八号。以下「前回答弁書」という。)については、法務大臣が、必要な情報を、法務省組織令(平成十二年政令第二百四十八号)により検察に関することを所管する法務省刑事局から提出させた上で、最終的にその責任において閣議にかけ、決定したものである。

二 について

お尋ねは、安倍内閣総理大臣個人の記憶に関するものであり、政府としてお答えすることは困難である。

三及び四 について

前回答弁書二から四までについてお答えしたとおりである。

五から七までについて

御指摘の報道にある仙谷由人氏の内閣官房長官辞職後の個人としての発言については、政府としてお答えする立場になく、特段の措置も講じていない。

平成二十五年十一月十三日提出
質問 第六七号

外国の情報機関による盗聴に対する安倍晋三内閣の認識等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 貴子

外国の情報機関による盗聴に対する安倍晋三内閣の認識等に関する再質問主意書

アメリカの国家安全保障局がドイツのメルケル首相の通話を盗聴していたとの報道がなされている。アメリカのオバマ大統領に直接抗議したメルケル首相に対し、同大統領は謝罪をしている。またドイツに限らず、他国に対してもアメリカが盗聴をしていたことも報じられている。右の一連の流れと「前回答弁書」(内閣衆質一八五第三九号)を踏まえ、再質問する。

一 盗聴の定義に対する安倍晋三内閣の認識について、「前回答弁書」では「一般に、法令上の根拠なく他人の会話等をひそかに聞き取ることを」と承知している。との答弁がなされている。我が国において、盗聴することが許されることはあるか。あるのなら、それは誰が誰に対して、どのような場合に行われる時であるのか、詳細に説明されたい。

二 「前回答弁書」では、一九六五年以降、他国に對して盗聴を行ったという事例があるかという問いに對し、「政府においては、法令を遵守し、適正な情報収集活動を行っている。」との答弁がなされている。右は、一九六五年以降、政府として盗聴をしていないという意味であるのか、または盗聴をしているが、法令に違反するものではないかという意味であるのか。明確な答弁を求める。

三 「前回答弁書」では、「なお、現在、政府においては、情報保全上の問題があるとは考えていない。」との答弁がなされている。右答弁には「現在」とあるが、過去に情報保全上の問題が生じたことはあったか。あったのなら、それはどのようなものであったのか、直近の五事例につき説明されたい。

四 「前回答弁書」では、今回明らかにした、アメリカによるドイツへの盗聴行為と同様の行為が我が国に對してあったか否かは、何ら明らかにされていない。それでも政府が「情報保全上の問題があるとは考えていない。」と言いつける根拠は何であるのか、明らかにされたい。

内閣衆質一八五第六七号

平成二十五年十一月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出外国の情報機関による盗聴に對する安倍晋三内閣の認識等に関する再質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出外国の情報機関による盗聴に對する安倍晋三内閣の認識等に関する再質問に對する答弁書

一 について

先の答弁書(平成二十五年十一月十二日内閣衆質一八五第三九号。以下「前回答弁書」という。)について述べたとおり、「盗聴」という用語について確立した定義はなく、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二 について

お尋ねについては、これを明らかにすることにより、我が国の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたいが、我が国の情報収集活動に当たっては、前回答弁書六について述べたとおりである。

三及び四について

前回答弁書三から五までについては、「一九六五年以降安倍晋三内閣総理大臣はじめ我が国の首脳らが、今回明らかにしたドイツのメルケル首相らのケースのように、アメリカ、または他国の情報機関により通話が盗聴されていたという事例」についてのお尋ねに對して補足的に答えたものであるところ、お尋ねの点については、前回答弁書三から五までについて述べたとおり、我が国の情報能力に関わることであり、これを明らかにすることにより、我が国の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

平成二十五年十一月十三日提出
質問 第六八号

外務省による竹島と尖閣諸島に係る動画配信の是非等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 貴子

外務省による竹島と尖閣諸島に係る動画配信の是非等に関する再質問主意書

本年十月十六日より、外務省において竹島と尖閣諸島に係る動画(以下、「動画」とする。)を、外務省HPやYouTubeで配信することを始めています。右と「前回答弁書」(内閣衆質一八五第四五号)を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では我が国が抱える領土問題については、「我が国が抱える領土問題には、北方四島及び竹島をめぐる問題が存在する。」と、北方領土と竹島の二つを挙げ、また尖閣諸島については、「尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない」とされている。「動画」の内容に、我が国が抱える領土問題のひとつである北方領土に関するものがなく、その反面、そもそも領土問題ではない尖閣諸島に関するものが含まれている理由を改めて説明されたい。

二 「前回答弁書」では「動画」の意義に関して、「御指摘の動画を公表することにより、二について述べた尖閣諸島に関する我が国の一貫した立場に對し、国内外における理解が更に深まるものと期待している」とされている。政府として、「動画」配信を始めて以来、一日にどれだけのアクセスがあり、閲覧に付されているの

か、正確に把握しているか。

三 二のアクセスのうち、国内外で分けるとそれぞれどの程度の数に上るか、また国内外の分別のうち外国からのアクセスは、それぞれどの国からのアクセスが何件ずつあるのか、政府として正確に把握しているか。

四 昨年十二月、第二次安倍晋三内閣が発足して以来、我が国と韓国との間で、竹島問題に關し、具体的にどのような会談、協議が行われてきたのか、首脳、外相、実務者等、それぞれのレベルのものを時系列で示されたい。

五 昨年十二月、第二次安倍晋三内閣が発足して以来、我が国と中国との間で、尖閣諸島に關し、何らかの会談、協議はなされているか。政府として、同諸島の領有権を巡る問題はそもそも存在しないということ、中国側について、どのようにして伝えてきているのか、時系列で示されたい。

六 「動画」を用いることよりも、四と五で触れたような国家間の要人、政府実務者等による会談、協議の場で我が国の立場を伝えることが重要であると考え、政府の見解如何。

七 「動画」が国内外での閲覧に付されることで、尖閣諸島については逆にそれを巡り日中間で領有権の問題があるというイメージが広まり、中国側を利することにつながるのではないのか。「前回答弁書」では何ら明確な答弁がなされていないところ、政府の見解を再度問う。

右質問する。

内閣衆質一八五第六八号

平成二十五年十一月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省による竹島と尖閣諸島に係る動画配信の是非等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省による竹島と尖閣諸島に係る動画配信の是非等に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘のような動画は、政府として、我が国の領土に関する立場について、国内外で正しい理解を更に深めていただくことを目的として、様々な要素を適切に検討した上、作成しているものである。

二について

お尋ねの動画の閲覧数は、公開した時から平成二十五年十一月十六日までの合計で百四万八千四百三十四件である。

三について

お尋ねのような各国別の集計は行っておりませんが、お答えすることは困難である。

四について

外務省として、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、大韓民国との関係もあり差し控えたいが、例えば、平成二十五年九月二十六日(現地時間)にニューヨークで行われた日韓外相会談において、竹島問題が取り上げられている。

五について

外務省として、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、中国との関係もあり差し控えたいが、日中の外交当局間においては、尖閣諸島をめぐる状況も含めて、様々な課題について、様々なレベルにおいて意思疎通を行ってきている。

六について

政府としては、御指摘のような動画の作成を含む対外発信に関する取組を進めるとともに、二国間の会談や協議等を通じて我が国の立場を引き続き主張していく考えである。

七について

先の答弁書(平成二十五年十一月十二日内閣衆質一八五第四五号)四及び五についてでお答えしたとおりである。

防災・減災等に資する国土強靱化基本法案
右の議案を提出する。

平成二十五年五月二十日

提出者

- | | |
|------------|-------|
| 二階 俊博 | 野田 聖子 |
| 林 幹雄 | 塩谷 立 |
| 林田 彪 | 土屋 正志 |
| 小林 鷹之 | 務台 俊介 |
| 福井 照 | 金田 勝年 |
| 高木 陽介 | 石田 祝稔 |
| 賛成者 | |
| 井林 辰憲外三十七名 | |

防災・減災等に資する国土強靱化基本法案

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 基本方針等(第八条・第九条)
- 第三章 国土強靱化基本計画等(第十条―第十四条)
- 第四章 国土強靱化推進本部(第十五条―第二十五条)
- 第五章 雑則(第二十六条―第二十八条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模災害等(以下単に「大規模災害等」という。)から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに大規模災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性に鑑み、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり(以下「国土強靱化」という。)の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 国土強靱化に関する施策の推進は、東日

本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念のつとめ、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念のつとめ、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者及び国民の責務)

第五条 事業者及び国民は、国土強靱化の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する国土強靱化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第六条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念の実現を図るため、相

互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、国土強靱化に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第八条 国土強靱化は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一 迅速な避難及び人命の救助に資する体制の確保、女性、高齢者、子ども、障害者等の視点を重視した被災者への支援体制の整備、防災教育の推進、地域における防災対策の推進体制の強化等により、大規模災害等に際して、人命の保護が最大限に図られること。

二 国家及び社会の重要な機能の代替性の確保、生活必需物資の安定供給の確保等により、大規模災害等が発生した場合においても当該機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。

三 地震による建築物の倒壊等の被害に対する対策の推進、公共施設の老朽化への対応、大規模な地震災害、水害等の大規模災害等を防止し、又は軽減する効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりの推進、大規模災害等が発生した場合における社会秩序の維持等により、大規模災害等に起因する国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。

四 地域間の連携の強化、国土の利用の在り方

の見直し等により、大規模災害等が発生した場合における当該大規模災害等からの迅速な復旧復興に資すること。

(施策の策定及び実施の方針)

第九条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

一 既存の社会資本の有効活用等により、施策の実施に要する費用の縮減を図ること。
二 施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

三 地域の特性に応じた、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。

四 第二条の基本理念及び前条の基本方針を踏まえ、実施されるべき施策の重点化を図ること。

五 民間の資金の積極的な活用を図ること。

第三章 国土強靱化基本計画等

(国土強靱化基本計画)

第十条 政府は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化基本計画」という。)を、国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。

2 国土強靱化基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国土強靱化基本計画の対象とする国土強靱

化に関する施策の分野

二 国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針

三 前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、国土強靱化基本計画を公表しなければならない。

5 政府は、国土強靱化に関する施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、国土強靱化基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、国土強靱化基本計画の変更について準用する。

(国土強靱化基本計画と国の他の計画との関係)

第十一条 国土強靱化基本計画以外の国の計画は、国土強靱化基本計画を基本とするものとする。

(国土強靱化基本計画の実施に関する勧告)

第十二条 内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができ。

(国土強靱化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、

国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)

第十四条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

第四章 国土強靱化推進本部

(設置)

第十五条 国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、国土強靱化推進本部(以下「本部」という。)を置く。(所掌事務)

第十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土強靱化基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

二 関係行政機関が国土強靱化基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(国土強靱化基本計画の案の作成)

第十七条 本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模災害等に対する脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」という。)の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。
2 本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

<p>3 脆弱性評価は、国土強靱化基本計画の案に定めようとする国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うものとする。</p> <p>4 脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても行うものとする。</p> <p>5 本部は、国土強靱化基本計画の案を作成し、うとするときは、あらかじめ、都道府県、市町村、学識経験を有する者及び国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 前各項の規定は、国土強靱化基本計画の変更の案の作成について準用する。</p> <p>(組織)</p> <p>第十八条 本部は、国土強靱化推進本部長、国土強靱化推進副本部長及び国土強靱化推進本部長をもつて組織する。</p> <p>(国土強靱化推進本部長)</p> <p>第十九条 本部長は、国土強靱化推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもつて充てる。</p> <p>2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。</p> <p>(国土強靱化推進副本部長)</p> <p>第二十条 本部に、国土強靱化推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣(内閣総理大臣の命を受けて、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする國務大臣をいう。)及び国土交通大臣をもつて充てる。</p> <p>2 副本部長は、本部長の職務を助ける。</p>	<p>(国土強靱化推進本部長)</p> <p>第二十一条 本部に、国土強靱化推進本部長(以下「本部長」という。)を置く。</p> <p>2 本部長は、本部長及び副本部長以外の全ての國務大臣をもつて充てる。</p> <p>(資料の提出その他の協力)</p> <p>第二十二條 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。</p> <p>(事務)</p> <p>第二十三条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。</p> <p>(主任の大臣)</p> <p>第二十四条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。</p>	<p>(政令への委任)</p> <p>第二十五条 この法律に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>第五章 雜則</p> <p>第二十六条 政府は、国土強靱化の推進を担う組織(本部を除く。)の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。</p> <p>(国民の理解の増進)</p> <p>第二十七条 国は、広報活動等を通じて国土強靱化に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。</p> <p>(諸外国の理解の増進)</p> <p>第二十八条 国は、国際社会における我が国の利益の増進に資するため、我が国の国土強靱化に対する諸外国の理解を深めるよう努めなければならない。</p>	<p>防災・減災等に資する国土強靱化基本法案(二階俊博君外十一名提出、第百八十三回国会衆法第一八号)に関する報告書</p> <p>議案の目的及び要旨</p> <p>本案は、事前防災及び減災その他迅速な復興復興並びに国際競争力の向上に資する大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり(以下「国土強靱化」という。)に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部(以下「本部」という。)の設置等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。</p> <p>1 国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、明確な目標の下に、大規模災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に關連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと。</p> <p>2 基本方針として、大規模災害等に際して、人命の保護が最大限に図られること、国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること、国民の財産・公共施設に係る被害の最小化に資すること及び迅速な復旧復興に資することを定めること。</p>
---	---	---	--

平成二十五年十一月二十六日 衆議院會議録第十四号 防災・減災等に資する国土強靱化基本法案及び同報告書

3 国土強靱化に関する施策の策定・実施の方針として、既存の社会資本の有効活用等により施策の実施に要する費用の縮減を図ること、施設等の効率のかつ効果的な維持管理に資すること、地域の特性に応じて自然との共生及び環境との調和に配慮すること、実施されるべき施策の重点化を図ること及び民間の資金の積極的な活用を図ることを定めること。

4 政府は、基本方針等を踏まえ、国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして、閣議の決定を経て基本計画を定めること。また、都道府県又は市町村は、国土強靱化地域計画を定めることができること。

5 国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、本部を置くこととし、基本計画の案の作成及び実施の推進に關すること等の事務をつかさどること。

6 本部は、大規模災害等に対する脆弱性評価の指針を定め、これに従つて脆弱性評価を行い、その結果に基づき、基本計画の案を作成しなければならないこと。

7 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の修正議決理由
 国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、本部の設置等について定める本案は、おおむね妥当なものと認めるが、題名を「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に改めると

もに、この法律を制定する目的を前文として加えること、国土強靱化において備える対象を「大規模災害等」から「大規模自然災害等」に改めること、国土強靱化の基本方針について、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守るために実施されるべき施策については、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による当該施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること等を追加すること、基本計画の案の作成に關し、脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき総合的かつ客観的に行うこと等の修正を行うことを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。
 平成二十五年十一月二十二日

災害対策特別委員長 坂本 剛二
 衆議院議長 伊吹 文明殿

〔別紙〕

（小字及び一は修正）

○強くしなやかな国民生活の実現を図るための
 ○防災・減災等に資する国土強靱化基本法

目次

前文
 第一章 総則(第一条―第七条)
 第二章 基本方針等(第八条―第九条)
 第三章 国土強靱化基本計画等(第十条―第十四条)
 第四章 国土強靱化推進本部(第十五条―第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条―第二十八条)

附則
 我が国は、地理的及び自然的な特性から、多くの大規模自然災害等による被害を受け、自然の猛威は想像を超える悲惨な結果をもたらしてきた。我々は、東日本大震災の際、改めて自然の猛威の前に立ち尽くすとともに、その猛威からは逃れることができないことを思い知らされた。

我が国においては、二十一世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されており、加えて、首都直下地震、火山の噴火等による大規模自然災害が発生するおそれも指摘されている。さらに、地震、火山の噴火等による大規模自然災害等が連続して発生する可能性も想定する必要がある。これらの大規模自然災害等が想定される最大の規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な被害が発生し、まさに国難ともいえる状況となるおそれがある。我々は、このような自然の猛威から目をそらすはならず、その猛威に正面から向き合わなければならない。このような大規模自然災害等から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守ることは、国が果たすべき基本的な責任の一つである。

もつとも、様々な災害が多発する我が国において、求められる事前防災及び減災に係る施策には限りなく、他方、当該施策を実施するための財源は限られている。今すぐにも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。また、大規模自然災害等から国及び国民を守るためには、大規模自然災害等の発生から七十二時間を経過するまでの間に、人員、物資、資金等の資源を、優先順位を付けて大規模かつ集中的に投入することができるよう、事前に備えておくことが必要である。このためには、国や地方公共団体だけではなく、地域住民、企業、関係団体等も含めて被災状況等の情報を共有すること、平時から大規模自然災害等に備えておくこと及び新たな技術革新に基づく最先端の技術や装置を活用することが不可欠である。加えて、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の復旧復興に国を挙げて取り組み、災害に強くしなやかな地域社会を再構築することを通じて被災地に希望を与えることも重要である。

さらに、我が国のこのような大規模自然災害等に備える取組を諸外国に発信することにより、国際競争力の向上に資するとともに災害対策の国際的な水準の向上に寄与することも、東日本大震災を経験した我が国が果たすべき使命の一つである。

(目的)

第一条 この法律は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模災害等(以下単に「大規模災害等」という。)から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに大規模災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性に鑑み、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに

○国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等(以下単に「大規模災害等」という。)
 ○に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり(以下「国土強靱化」という。)
 ○の推進に關し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速

速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模〇災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模〇災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

(基本方針)

第八条 国土強靱化は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一 迅速な避難及び人命の救助に資する体制の確保、女性、高齢者、子ども、障害者等の視点を重視した被災者への支援体制の整備、
〇防災又は被災に関する専門的な知識又は技術を有する人の災害から得られた教訓及び知識を伝承する活動の推進、
〇防災教育の推進、
〇地域における防災対策の育成及び確保

の推進体制の強化等により、大規模〇災害等に際して、人命の保護が最大限に図られること。

二 国家及び社会の重要な機能の代替性の確保、生活必需物資の安定供給の確保等により、大規模〇災害等が発生した場合においても当該機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。

三 地震による建築物の倒壊等の被害に対する対策の推進、公共施設の老朽化への対応、大規模な地震災害、水害等の大規模〇災害等を

防止し、又は軽減する効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりの推進、大規模〇災害等が発生した場合における社会秩序の維持等により、大規模〇災害等に起因する国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。

四 地域間の連携の強化、国土の利用の在り方の見直し等により、大規模〇災害等が発生した場合における当該大規模〇災害等からの迅速な復旧復興に資すること。

五 予測することができない大規模自然災害等が発生し得ることを踏まえ、施設等の整備に關しない施設と施設等の整備に關する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。

六 事前防災及び被災のための取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。

七 現在のみならず将来の国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守るために実施されるべき施策については、人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による当該施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

(施策の策定及び実施の方針)

第九条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

一 既存の社会資本の有効活用等により、施策の実施に要する費用の縮減を図ること。

二 施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

三 地域の特性に依りて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。

四 第二条の基本理念及び前条の基本方針を踏まえ、実施されるべき施策の重点化を図ること。

四 民間の資金の積極的な活用を図ること。

五 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」といふ)を行うこと。

六 人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。

七 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

(国土強靱化基本計画の案の作成)

第十七条 本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模災害等に対する脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」といふ)の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。

2 本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

3 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。

4 脆弱性評価は、国土強靱化基本計画の案に定めようとする国土強靱化に関する施策の分野ごとに挙げるものとする。

5 脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野

野ごとに投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても挙げるものとする。

6 本部は、国土強靱化基本計画の案の作成に当たっては、脆弱性評価の結果の検証を受け、作成手続における透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、実施されるべき国土強靱化に関する施策の優先順位を定め、その重点化を図らなければならない。

7 本部は、国土強靱化基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県、市町村、学識経験を有する者及び国土強靱化に関する施策の推進に關し密接な関係を有する者の意見を聴かなければならない。

6 8 前各項の規定は、国土強靱化基本計画の変更の案の作成について準用する。

(国土強靱化の推進を担う組織の在り方に関する検討)

第二十六条 政府は、
〇大規模自然災害等への対応に係る国土強靱化の推進を担う事務の総括及び情報の集約に関する機能の強化の在り方その他組織(本部を除く)の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(別紙)
防災・減災等に資する国土強靱化基本法案に対する附帯決議

国土の特性として自然災害が数多く発生する我が国においては、東日本大震災をはじめとする過去の教訓に学び、平時から、大規模災害等への事前の備えを行うことが重要である。政府は、従来の防災の範囲にとどまらず、国や地域の経済社会に關する分野を幅広く対象にして、経済社会のシ

官 報 (号 外)

STEM全体の抵抗力、回復力の確保を目的とした、いわば国民生活の安全保障としての総合的な対応を行うことが必要であることを深く認識し、特に次の事項の実現に万全を期するべきである。

一 東日本大震災からの復興が喫緊の課題であり、地域の実情や事前防災及び減災に配慮しつつ、迅速な復興に努めること。

一 災害時に迅速な救助活動を行うため、警察災害派遣隊の対処能力の向上及び装備資機材の整備・高度化を図るとともに、第一線警察活動に不可欠な警察施設の耐災害性の強化や災害時における交通の安全と円滑の確保に必要な交通安全施設等の整備を着実に進めること。

一 地域防災力の中核であつて、現場の最前線で日々使命感を持つて危険な業務に従事している常備消防及び消防団の体制・装備・訓練の充実強化等により地域防災力の充実強化を図るとともに、緊急消防援助隊の機能強化及び他の実動部隊との連携強化、消防防災施設の耐災害性の強化等により、消防防災体制の強化を図ること。

一 首都直下地震、大規模津波等様々な災害から住民を守るために、避難所となる施設の耐震化(吊り天井等の非構造部材対策を含む)、老朽化対策及び防災機能強化を加速化させること。

一 国は、自力避難が困難な者が多数利用する社会福祉施設及び医療施設について、地震発生時においても必要な機能を維持できるよう、引き続き耐震化を推進すること。

一 高度成長期に整備したインフラが、今後急速に老朽化していくことから、中央自動車道笹子

トンネル事故のような惨事を二度と繰り返さないよう、インフラの維持管理・更新に重点的に取り組むこと。

一 ライフライン施設の耐震化や老朽化対策は、国民生活の維持に不可欠であり、引き続き取り組んでいくこと。

一 災害時などで救援の道を塞ぐおそれや、景観の観点からも電線類の地中化、無電柱化を進めること。

一 事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興においては、地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和並びに観光地としての魅力ある景観の維持に配慮すること。

一 自然との共生及び環境との調和に配慮する上で、安全な地域づくりの推進等に支障を及ぼすことがないよう、関係法律に基づく許可等の事務を迅速かつ的確に処理するよう努めること。

一 情報通信は、国家及び社会の重要な機能であることに鑑み、大規模災害等が発生した場合においても情報通信の確保を可能とするとともに、災害等に関する情報が地域住民に正確かつ速やかに伝わるよう、災害に強い情報通信基盤の整備に努めること。

一 エネルギー安定供給や重要産業の拠点である石油コンビナートについては、国は防潮堤等の老朽化対策等を迅速に進めるとともに、民間企業による護岸の耐震化、製油所等の強靱化や国際競争力強化に資する投資を促すべく、財政上や税制上の支援、規制の見直しを推進すること。また、危機時の石油供給を円滑化するため、関係省庁は非常時の物流を円滑化すべく制

度運用の見直しや合同訓練を通じ、協力体制を強化すること。

一 南海トラフ巨大地震等の未曾有の災害に備え、国土軸を越えたエネルギー供給補充を可能とするエネルギー・ネットワークの検討を進めること。

一 大規模災害時に大量に生じる廃棄物を速やかに処理するため、地方公共団体との連携の下、計画的な廃棄物処理施設の更新や長寿命化を行うとともに、広域的な処理体制の確保等により廃棄物処理システムの強靱化を進めること。また、想定される自然災害の特性を踏まえ、地方公共団体との連携の下、地域住民の合意形成に努めつつ、地域ごとの生態系のもつ防災・減災機能を活用した土地利用を推進すること。

一 災害が多い脆弱な我が国において、守るべきは守るとの考え方のもと、持続的な観点に配慮しつつ、施設の耐震化やリタングダンシの確保など必要なハード整備を進めるとともに、訓練・防災教育等のソフト対策を講じるなど総合的な防災・減災対策を推進すること。

一 我が国製造業の製品や部素材等の多くが、国内はもとろん、世界的にも、サプライチェーンの要となつていることを踏まえ、中小企業・小規模事業者をはじめとする我が国企業における、原料や部素材等の調達先の複線化、緊急時電源の確保等を盛り込んだ、大規模災害時にも円滑な事業継続を可能とする事業計画の策定・見直しを促すとともに、老朽設備の更新や耐震強化のための投資等を促進すること。

一 大規模災害時における食料等の安定供給機能

を維持するため、生産から加工・流通にわたる食料等のサプライチェーンの災害対応力の強化を図ること。また、国土の大半を占める農山村における地域社会の維持・発展や、そこでの農林漁業活動を通じた国土保全機能の維持等が国土強靱化に資することを踏まえ、農山漁村の防災・減災や農地・森林の保全等に係る施策の効果的な実施を図ること。

一 木材の利用が森林の適正な整備に寄与し国土の保全その他の森林の有する多面的機能の持続的発揮に貢献することに鑑み、木材の積極的な利用を促進すること。また、土木工事における木材利用を促進するため、木材を利用した工法の技術開発・試験研究を進めること。

一 我が国が東日本大震災をはじめとする災害被害から学んだ教訓及びその復興を通じて得られた知識・経験を諸外国と共有することにより、各国の防災意識の向上を促し、その災害対応能力の強化に貢献すること。

一 我が国の力強い復興に向けた取組とその成果、また安心・安全な国とのイメージの発信を通じて、諸外国における「風評被害」の解消に努めること。

一 大島町における土砂災害の教訓を生かし、市町村が、災害が発生する前の「おそれ」の段階から事前の体制を整え、避難準備情報等の対応を行い、また、避難勧告、避難指示を適時的確に発令することができるよう、国として適切な支援を行うこと。

特定秘密の保護に関する法律案

右
国会に提出する。

平成二十五年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定秘密の保護に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 特定秘密の指定等(第三条―第五条)
- 第三章 特定秘密の提供(第六条―第十条)
- 第四章 特定秘密の取扱者の制限(第十一条)
- 第五章 適性評価(第十二条―第十七条)
- 第六章 雑則(第十八条―第二十一条)
- 第七章 罰則(第二十二条―第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち、国家公安委員会にあつては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては当該政令で定める機関を除く。)
- 三 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三条第二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

第二章 特定秘密の指定等

(特定秘密の指定)

第三条 行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては当該行政機関をいい、前条第四号及び第五号の政令で定める機関

(合議制の機関を除く。)にあつてはその機関ごとに政令で定める者をいう。第十一条第一号を除き、以下同じ。)は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であつて、公になつていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を特定秘密として指定するものとする。

- 2 行政機関の長は、前項の規定による指定(附則第四条を除き、以下単に「指定」という。)をしたときは、政令で定めるところにより指定に係る記録を作成するとともに、当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため、特定秘密である情報について、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。
 - 一 政令で定めるところにより、特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この号において同じ。)若しくは物件又は当該情報を化体する物件に特定秘密の表示(電磁的記録にあつては、当該表示の記録を含む。)をすること。
 - 二 特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該情報が前項の規定の適用を受ける旨を当該情報を取り扱う者に通知すること。

て前項第二号に掲げる措置を講じた場合において、当該情報について同項第一号に掲げる措置を講ずることができることとなつたときは、直ちに当該措置を講ずるものとする。

(指定の有効期間及び解除)

第四条 行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

- 2 行政機関の長は、指定の有効期間(この項の規定により延長した有効期間を含む。)が満了する時において、当該指定をした情報が前条第一項に規定する要件を満たすときは、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。
- 3 行政機関(会計検査院を除く。)の長は、前項の規定により指定の有効期間を延長しようとする場合において、当該延長後の指定の有効期間が通じて三十年を超えることとなるときは、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立つても、なお当該指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得なければならぬ。この場合において、当該行政機関の長は、当該指定に係る特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講じた上で、内閣に当該特定秘密を提供することができ。

- 3 行政機関の長は、特定秘密である情報について
 - 4 行政機関の長は、指定をした情報が前条第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、有効期間内であつても、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

(特定秘密の保護措置)

第五条 行政機関の長は、指定をしたときは、第三條第二項に規定する措置のほか、第十一條の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員を定めることその他の当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする。

2 警察庁長官は、指定をした場合において、当該指定に係る特定秘密(第七條第一項の規定により提供されるものを除く。)で都道府県警察が保有するものがあるときは、当該都道府県警察に対し当該指定をした旨を通知するものとする。

3 前項の場合において、警察庁長官は、都道府県警察が保有する特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他の当該都道府県警察による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、当該都道府県警察に指示するものとする。この場合において、当該都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、当該指示に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

4 行政機関の長は、指定をした場合において、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために特段の必要があると認めるときは、物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの(以下「適合事業者」という。)との

契約に基づき、当該適合事業者に対し、当該指定をした旨を通知した上で、当該指定に係る特定秘密(第八條第一項の規定により提供されるものを除く。)を保有させることができる。

5 前項の契約には、第十一條の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、同項の規定により特定秘密を保有する適合事業者が指名して当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる代表者、代理人、使用人その他の従業者(以下単に「従業者」という。)の範囲その他の当該適合事業者による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について定めるものとする。

6 第四項の規定により特定秘密を保有する適合事業者は、同項の契約に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその従業者に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

第三章 特定秘密の提供
我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供

第六條 特定秘密を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために当該特定秘密を利用する必要があると認めるときは、当該他の行政機関に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき(当該特定秘密が、この項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。)は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2 前項の規定により他の行政機関に特定秘密を提供する行政機関の長は、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員を定めることその他の当該行政機関による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、あらかじめ、当該他の行政機関の長と協議するものとする。

3 第一項の規定により特定秘密の提供を受ける他の行政機関の長は、前項の規定による協議に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

第七條 警察庁長官は、警察庁が保有する特定秘密について、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めるときは、当該都道府県警察に当該特定秘密を提供することができる。

2 前項の規定により他の行政機関に特定秘密を提供する行政機関の長は、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員を定めることその他の当該行政機関による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、あらかじめ、当該他の行政機関の長と協議するものとする。

3 第一項の規定により特定秘密の提供を受ける他の行政機関の長は、前項の規定による協議に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

2 前項の規定により都道府県警察に特定秘密を提供する場合には、第五條第三項の規定を準用する。

3 警察庁長官は、警察本部長に対し、当該都道府県警察が保有する特定秘密で第五條第二項の規定による通知に係るものの提供を求めることができる。

第八條 特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために、適合事業者が当該特定秘密を利用させる特段の必要があると認めるときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該特定秘密を提供することができる。

第九條 特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために必要があると認めるときは、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)の政府又は国際機関であつて、この法律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものに当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき(当該特定秘密が、第六條第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。)は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2 前項の契約については第五條第五項の規定を、前項の規定により特定秘密の提供を受ける適合事業者については同條第六項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同條第五項中「前項」とあるのは「第八條第一項」と、「を保有する」とあるのは「の提供を受ける」と読み替えるものとする。

3 第五條第四項の規定により適合事業者が特定秘密を保有させている行政機関の長は、同項の契約に基づき、当該適合事業者に対し、当該特定秘密の提供を求めることができる。

く。は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

(その他公益上の必要による特定秘密の提供)

第十条 第四條第三項後段及び第六條から前条までに規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供することができる。

一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合(次号から第四号までに掲げる場合を除く。)であつて、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第四百四條第一項(同法第五十四條の四第一項において準用する場合を含む。)又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一條の規定により行つた審査又は調査であつて、国会法第五十二條第二項(同法第五十四條の四第一項において準用する場合を含む。)又は第六十二條の規定により公開しないこととされたもの

ロ 刑事事件の捜査又は公訴の維持であつて、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第一百三

十一号)第三百十六條の二十七第一項(同条第三項及び同法第三百十六條の二十八第二項において準用する場合を含む。)の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの

二 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二百二十三條第六項の規定により裁判所に提示する場合

三 情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成十五年法律第六十号)第九條第一項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

四 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)第十九條の四において読み替へて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第九條第一項の規定により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

2 警察本部長は、第七條第三項の規定による求めに応じて警察庁に提供する場合のほか、前項第一号に掲げる場合(当該警察本部長が提供しようとする特定秘密が同号ロに掲げる業務において利用するものとして提供を受けたものである場合以外の場合)にあつては、同号に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、警察庁長官の同意を得た場合に限る。、同項第二号に掲げる場合又は都道府県の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該都道府県の条例(当該条例の規定による諮問に応じて審議を行う都道府県の機関の設置について定める都

道府県の条例を含む。)の規定で情報公開・個人情報保護審査会設置法第九條第一項の規定に相当するものにより当該機関に提示する場合に限り、特定秘密を提供することができる。

3 適合事業者は、第八條第三項の規定による求めに応じて行政機関に提供する場合のほか、第一項第一号に掲げる場合(同号に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、当該適合事業者が提供しようとする特定秘密について指定をした行政機関の長の同意を得た場合に限る。)又は同項第二号若しくは第三号に掲げる場合に限り、特定秘密を提供することができる。

第四章 特定秘密の取扱者の制限

第十一條 特定秘密の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者に当該特定秘密を保有させ、若しくは提供する行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第一項又は第十五條第一項の適性評価(第十三條第一項(第十五條第二項において準用する場合を含む。))の規定による通知があつた日から五年を経過していないものに限る。において特定秘密の取扱いの業務を行つた場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者(次条第一項第三号又は第十五條第一項第三号に掲げる者として次条第三項又は第十五條第二項において読み替へて準用する次条第三項の規定による告知があつた者を除く。)でなければ、行つてはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第一項又は第十五條第一項の適性評価を受けることを要しない。

- 一 行政機関の長
二 国務大臣(前号に掲げる者を除く。)
- 三 内閣官房副長官
- 四 内閣総理大臣補佐官
- 五 副大臣
- 六 大臣政務官
- 七 前各号に掲げるもののほか、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項又は第十五條第一項の適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者

第五章 適性評価

(行政機関の長による適性評価の実施)

第十二條 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行つた場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価(以下「適性評価」という。)を実施するものとする。

一 当該行政機関の職員(当該行政機関が警察庁である場合にあつては、警察本部長を含む。次号において同じ。))又は当該行政機関との第五條第四項若しくは第八條第一項の契約(次号において単に「契約」という。)に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行つたことが見込まれることとなつた者(当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第一項の規定による通知をした日から五年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行つた場合にこれを漏らすおそれがない

と認められた者であつて、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。

二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第一項の規定による通知があつた日から五年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者

三 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であつて、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2 適性評価は、適性評価の対象となる者(以下「評価対象者」という。)について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。

一 特定有害活動(公になつていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができると認められる無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であつて、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が

国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第三号において同じ。)及びテロリズム(政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第四号において同じ。)との関係に関する事項(評価対象者の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。))及び同居人(家族を除く。))の氏名、生年月日、国籍(過去に有していた国籍を含む。))及び住所を含む。)

二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
四 薬物の濫用及び影響に関する事項
五 精神疾患に関する事項
六 飲酒についての節度に関する事項
七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。

一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨
二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資

料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨

三 評価対象者が第一項第三号に掲げる者であるときは、その旨

4 行政機関の長は、第二項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができ。

(適性評価の結果等の通知)

第十三条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知するものとする。

2 行政機関の長は、適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第三項の同意をしなかつたことにより適性評価が実施されなかつたときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。第十六条第二項において同じ。)であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。

4 行政機関の長は、第一項の規定により評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場

合にこれを漏らすおそれがないと認められなかつた旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかつた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

(行政機関の長に対する苦情の申出等)

第十四条 評価対象者は、前条第一項の規定により通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができ。

2 行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出した者に通知するものとする。

3 評価対象者は、第一項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。(警察本部長による適性評価の実施等)

第十五条 警察本部長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、適性評価を実施するものとする。

一 当該都道府県警察の職員(警察本部長を除く。次号において同じ。)として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなつた者(当該警察本部長がその者について直近に実施して次項において準用する第十三条第一項の規定による通知をした日から五年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であつ

て、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。)

二 当該都道府県警察の職員として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該警察本部長がその者について直近に実施した適性評価に係る次項において準用する第十三条第一項の規定による通知があつた日から五年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者

三 当該警察本部長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であつて、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2 前三条(第十二条第一項並びに第十三条第二項及び第三項を除く。)の規定は、前項の規定により警察本部長が実施する適性評価について準用する。この場合において、第十二条第三項第三号中「第一項第三号」とあるのは、「第十五条第一項第三号」と読み替えるものとする。

(適性評価に関する個人情報利用及び提供の制限)

第十六条 行政機関の長及び警察本部長は、特定秘密の保護以外の目的のために、評価対象者が第十二条第三項(前条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の同意をしなかつたこと、評価対象者についての適性評価の結果その他適性評価の実施に当たつて取得する個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下この項において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。

ただし、適性評価の実施によつて、当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第三十八条各号、同法第七十五条第二項に規定する人事院規則の定める事由、同法第七十八条各号、第七十九条各号若しくは第八十二条第一項各号、検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)第二十号各号、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第七号第一項に規定する者、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十八号第一項各号、第四十二条各号、第四十三条各号若しくは第四十六条第一項各号、同法第四十八条第一項に規定する場合若しくは同条第二項各号若しくは第三項各号若しくは地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六号各号、第二十八条第一項各号若しくは第二項各号若しくは第二十九条第一項各号又はこれらに準ずるものとして政令で定める事由のいずれかに該当する疑が生じたときは、この限りでない。

2 適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、特定秘密の保護以外の目的のために、第十三条第二項又は第三項の規定により通知された内容を自ら利用し、又は提供してはならない。

(権限又は事務の委任)

第十七条 行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令)で定めるところにより、この

章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

第六章 雑則

(特定秘密の指定等の運用基準)

第十八条 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

2 政府は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴かなければならない。

(関係行政機関の協力)

第十九条 関係行政機関の長は、特定秘密の指定、適性評価の実施その他この法律の規定により講ずることとされる措置に関し、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの漏えいを防止するため、相互に協力するものとする。

(政令への委任)

第二十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(この法律の解釈適用)

第二十一条 この法律の適用に当たつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由十分に配慮しなければならぬ。

2 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるもの

と認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。

第七章 罰則

第二十二条 特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなつた後においても、同様とする。

2 第四条第三項後段、第九条又は第十条の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。同条第一項第一号口に規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者

官 報 (号 外)

は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前二項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用を妨げない。

第二十四条 第二十二條第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2 第二十二條第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第二十五条 第二十二條第三項若しくは第二十三條第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第二十二條第一項若しくは第二項若しくは第二十三條第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第二十六条 第二十二條の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第二十三條及び第二十四條の罪は、刑法第二條の例に従う。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二條 この法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの間においては、第五條第一項及び第五項(第八條第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、第五條第一項中「第十一條の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うこととされる者」のうちから、当該行政機関とあるのは「当該行政機関」と、同条第五項中「第十一條の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者」のうちから、同項のとあるのは「同項」とし、第十一條の規定は、適用しない。

適用については、第五條第一項中「第十一條の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者」のうちから、当該行政機関とあるのは「当該行政機関」と、同条第五項中「第十一條の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者」のうちから、同項のとあるのは「同項」とし、第十一條の規定は、適用しない。

(自衛隊法の一部改正)

第三條 自衛隊法の一部を次のように改正する。
目次中「自衛隊の権限等(第八十七條―第九十六條の二)」を「自衛隊の権限(第八十七條―第九十六條)」に、「第九十六條」を「第九十五條」に改める。

第七章 自衛隊の権限

第九十六條の二を削る。

第九十七條を削る。

第九十八條第一項中「二」を「いずれかに」に、「禁こ」を「禁錮」に改め、同項第五号中「めいていてして」を「酌量して」に改め、同条第二項中「ほう助」を「幫助」に、「せん動した」を「煽動した」に改め、同条を第九十二條とする。

第九十九條を第九十三條とし、第一百二十

五條を第九十四條とし、第一百二十六條を第九

二十五條とする。

別表第四を削る。

(自衛隊法の一部改正に伴う経過措置)

第四條 次条後段に規定する場合を除き、この法律の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という。)の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法(以下この条及び次条にお

いて「旧自衛隊法」という。)第九十六條の二第一項の規定により防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日において第三條第一項の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報と、施行日前に防衛大臣が当該防衛秘密として指定していた事項について旧自衛隊法第九十六條の二第二項第一号の規定により付した標記又は同項第二号の規定によりした通知は、施行日において防衛大臣が当該特定秘密について第三條第二項第一号の規定によりした表示又は同項第二号の規定によりした表示とするときは、当該指定の日とあるのは、「この法律の施行の日以後遅滞なく、同日」とする。

第十五條法律第 号)第三條第一項に規定する特定秘密をいう。)の保護に関するもの(内閣広報官の所掌に属するものを除く。)及び」を加える。

(政令への委任)

第七條 附則第二條、第四條及び第五條に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

別表(第三條、第五條―第九條關係)

一 防衛に關する事項

イ 自衛隊の運用又はこれに關する見積り若しくは計画若しくは研究

ロ 防衛に關し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力二 防衛力の整備に關する見積り若しくは計画又は研究

ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。千及びりにおいて同じ。)の種類又は数量

ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト 防衛の用に供する暗号

チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法

リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法

又 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途(へに掲げるものを除く。)

第六條 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十七條第二項第一号中「及び内閣広報官を並びに内閣広報官及び内閣情報官」に改める。

第二十條第二項中「助け」の下に「第十二條第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二

二 外交に関する事項

- イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針(第一号イ若しくは二、第三号イ又は第四号イに掲げるものを除く。)
- ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報(第一号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げるものを除く。)
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力の外交の用に供する暗号
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号
- 三 特定有害活動の防止に関する事項
- イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「特定有害活動の防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 特定有害活動の防止に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号
- 四 テロリズムの防止に関する事項
- イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「テロリズムの防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

ロ テロリズムの防止に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報その他の重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

理由

国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定秘密の保護に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定

及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 特定秘密の指定等

(一) 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であつて、公になつていないものうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとする。

(二) 行政機関の長は、指定の有効期間(上限五年で更新可能)を定めるものとし、(一)に規定する要件を欠くに至つたときは、有効期間内であっても、速やかにその指定を解除するものとする。

(三) 指定の有効期間が通じて三十年を超えることとなるときは、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立つても、なお当該指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得なければならぬものとする。

2 特定秘密を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務を遂行するために当該特定秘密を利用する必要があると認めるときは、当該他の行政機関に当該特定秘密を提供することができるものとする。

3 特定秘密の取扱いの業務は、適性評価(特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価)に

において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならないものとする。

4 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

5 この法律の適用に当たつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようないことがあつてはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないものとする。

6 特定秘密の漏えい等に対する所要の罰則を設けるものとする。

7 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めるもので、おおむね妥当なものとするが、安全保障の定義、特定秘密を指定することができる行政機関の限定、指定の有効期間の延長の上限、国立公文書館等への移管、特定秘密の提供の義務、特定秘密の指定等の運用基準の作成、運用状況の報告等、国会への報告等、取得罪の目的犯化、特定秘密の指定、適性評価の実施等を行う行政機関に関する経過措置、指定及び解除の適正の確保、国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保

護措置の在り方、別表に掲げる事項の明確化等に係る修正を行う必要があるものと認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十五年十一月二十六日

国家安全保障に関する特別委員長 額賀福志郎

衆議院議長 伊吹 文明殿

(別紙)

目次

(小字及び一は修正)

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 特定秘密の指定等(第三条―第五条)
- 第三章 特定秘密の提供(第六条―第十条)
- 第四章 特定秘密の取扱者の制限(第十一条)
- 第五章 適性評価(第十二条―第十七条)
- 第六章 雑則(第十八条―第二十一条)
- 第七章 罰則(第二十二條―第二十六條)

附則

(目的)

第一条 この法律は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障(○)に関する情報の外部からの侵襲等に対して国家及び国民の安全を確保することをいう。以下同じ。)のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定

秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もつて我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

(特定秘密の指定)

第三条 行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては当該行政機関をいい、前条第四号及び第五号の政令で定める機関(合議制の機関を除く。)にあつてはその機関ごと)に政令で定める者をいう。第十一条第一号を除き、以下同じ。)は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であつて、公になつていないものうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第十八条第二項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

2 行政機関の長は、前項の規定による指定(附則第四条を除き、以下単に「指定」という。)をしたときは、政令で定めるところにより指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため、特定秘密である情報について、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。

一 政令で定めるところにより、特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作ら

れる記録をいう。以下この号において同じ。)若しくは物件又は当該情報を化体する物件に特定秘密の表示(電磁的記録にあつては、当該表示の記録を含む。)をすること。

二 特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該情報が前項の規定の適用を受ける旨を当該情報を取り扱う者に通知すること。

3 行政機関の長は、特定秘密である情報について前項第二号に掲げる措置を講じた場合において、当該情報について同項第一号に掲げる措置を講ずることができることとなつたときは、直ちに当該措置を講ずるものとする。

(指定の有効期間及び解除)

第四条 行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、指定の有効期間(この項の規定により延長した有効期間を含む。)が満了する時において、当該指定をした情報が前条第一項に規定する要件を満たすときは、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

3 指定の有効期間は、通じて三十年を超えてはならない。前項の規定にかかわらず、行政機関(会計検査院を除く。)の長は、前項の規定により指定の有効期間を延長しようとする場合において、当該延長後の指定の有効期間が通じて三十年を超えることとなるときは、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立つても、なお当該指定に係る

情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得なければならぬ。この場合において、当該行政機関の長は、当該指定に係る特定秘密の延長することができる。ただし、次の各号に掲げる事項に関する情報に限り、指定の有効期間を、通じて三十年を超えてはならない。内閣に当該特定秘密を提供することができない。

一 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する船舶を含む。別表第一号において同じ。

二 現に行われている外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報

三 情報収集活動の手法又は能力

四 人的情報源に関する情報

五 暗号

六 外国の政府又は国際機関から六十年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報

七 前各号に掲げる事項に関する情報に準ずるもので政令で定める重要な情報

5 行政機関の長は、前項の内閣の承認を得ようとする場合においては、当該指定に係る特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講じた上で、内閣に当該特定秘密を提示することができる。

6 行政機関の長は、第四項の内閣の承認が得られなかつたときは、公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第八條第一項の規定にかかわらず、当該指定に係る情報が記録された行政文書ファイル等(同法第五條第五項に規定する行政文書ファイル等をいう。)の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等(同法第二條第三項に規定する国立公文書館等をいう。)に移管しなければならない。

4 7 行政機関の長は、指定をした情報が前条第一

項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

第九條 特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために必要があると認めるときは、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)の政府又は国際機関であつて、この法律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものに当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき(当該特定秘密が、第六條第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。)は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

(その他公益上の必要による特定秘密の提供)
第十條 第四條第三項後段及び第六條から前条まで^五及び第十八條第四項後段^〇に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供することができる。

- 一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合(次号から第四号までに掲げる場合を除く。)であつて、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないよう

にすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして^〇政令で定める措置を講じ、かつ、^〇我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九號)第四百四條第一項(同法第五十四條の四第一項において準用する場合を含む。)

又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五號)第一条の規定により行う審査又は調査であつて、国会法第五十二條第二項(同法第五十四條の四第一項において準用する場合を含む。)

又は第六十二條の規定により公開しないこととされたもの
ロ 刑事事件の捜査又は公訴の維持であつて、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一號)第三百十六條の二十七第一項(同法第三項及び同法第三百十六條の二十八第二項において準用する場合を含む。)

の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの
二 民事訴訟法(平成八年法律第九十九號)第二百二十三條第六項の規定により裁判所に提示する場合

三 情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成十五年法律第六十號)第九條第一項の規定

により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合
四 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三號)第十九條の四において読み替へて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第九條第一項の規定により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

警察本部長は、第七條第三項の規定による求めに応じて警察庁に提供する場合のほか、前項第一号に掲げる場合(当該警察本部長が提供しようとする特定秘密が同号ロに掲げる業務において利用するものとして提供を受けたものである場合以外の場合にあつては、同号に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、警察庁長官の同意を得た場合に限る。)

同項第二号に掲げる場合又は都道府県の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該都道府県の条例(当該条例の規定による諮問に応じて審議を行う都道府県の機関の設置について定める都道府県の条例を含む。)

の規定で情報公開・個人情報保護審査会設置法第九條第一項の規定に相当するものにより当該機関に提示する場合に限る。特定秘密を提供することができる。

三 適合事業者は、第八條第三項の規定による求めに応じて行政機関に提供する場合のほか、第一項第一号に掲げる場合(同号に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、当該適合事業者が提供しようとする特定秘密について指定をした行政機関の長の同意を得た場合に限る。)

又は同項

第二号若しくは第三号に掲げる場合に限り、特定秘密を提供することができる。

(特定秘密の指定等の運用基準)^〇等
第十八條 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

内閣総理大臣
政府は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴かなければならない。

聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない
三 内閣総理大臣は、毎年、第一項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

四 内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、第一項の基準に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施が当該基準に従つて行われていることを確保するため、必要があるときは、行政機関の長(会計検査院を除く。)に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施について改善すべき旨の指示をすることができる。

(国会への報告等)
第十九條 政府は、毎年、前条第三項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

(関係行政機関の協力)
第十九條 (略)
第二十條 (略)

(政令への委任)
第二十條 (略)

(この法律の解釈適用)

第二十一条 (略)

第二十二條 特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなつた後においても、同様とする。

2 第四條第三項後段、第九條又は第十條〇又は第十八條第四項後段

定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。同條第一項第一号口に規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十三條 〇外國の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が國の安全若しくは國民の生命若しくは身體を害すべき用途に供する目的で、
くは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壞、施設への侵入、有線電氣通信の傍受、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百十八号)第二條第四項に規定する不正アクセス行為

ををいう。)その他の特定秘密を保有する者の管理を営むる行為により、特定秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前二項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用を妨げない。

第二十四條 第二十二條第一項又は前條第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2 第二十二條第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第二十五條 第二十二條第三項若しくは第二十三條第二項の罪を犯した者又は前條の罪を犯した者のうち第二十二條第一項若しくは第二項若しくは第二十三條第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第二十六條 第二十二條の罪は、日本國外において同條の罪を犯した者にも適用する。

2 第二十三條及び第二十四條の罪は、刑法第二條の例に従う。
附則
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十八條第一項及び第二項(変更に係る部分を除く)並びに附則第九條及び第十條の規定は、公布の日から施行する。

(施行後五年を経過した日の翌日以後の行政機関)

第二條 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して五年を経過した日の翌日以後における第二條の規定の適用については、同條中「掲げる機関」とあるのは、「掲げる機関(この法律の施行の日以後同日から起算して五年を経過する日までの間、次條第一項の規定により指定された特定秘密(附則第五條の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる場合における防衛秘密を含む。以下この条において単に「特定秘密」という。)を保有し、又はその機関として政令で定めるもの(その請求に基づき、内閣総理大臣が第十八條第二項に規定する者の意見を聴いて、同日後特定秘密を保有する必要があるために生じた機関として政令で定めるものを除く)を除く。」とする。

(自衛隊法の一部改正)
第三條 (略)
第四條 (自衛隊法の一部改正に伴う経過措置)
第四條 次條後段に規定する場合を除き、この法律の施行の日(以下この条及び次條において「施行日」という。)の前日において前條の規定による改正前の自衛隊法(以下この条及び次條において「旧自衛隊法」という。)第九十六條の二第一項の規定により防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日において第三條第一項の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報と、施行日前に防衛大臣が当該防衛秘密として指定していた事項について旧自衛隊法第九十六條の二第二項第一号の規定により付した標記又は同項第二号の規定によりした通知は、施行日において防衛大臣が当該特定秘密について第三條第二項第一号の規定によりした表示又は同項第二号の規定によりした通知とみなす。この場合において、第四條第一項中「指定をするときは、当該指定の日」とあるのは、「こ

の法律の施行の日以後遅滞なく、同日」とする。

第五條 (略)
第六條 (内閣法の一部改正)
第六條 (略)
第七條 (政令への委任)
第八條 附則第二條、〇第四條及び第五條に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(指定及び解除の適正の確保)
第九條 政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方)
第十條 国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が國權の最高機関であり各議院がその會議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本國憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表(第三條、第五條、第九條関係)
一 防衛に関する事項
イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力

の法律の施行の日以後遅滞なく、同日」とする。

二 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。千及び千において同じ。)の種類又は数量

ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト 防衛の用に供する暗号

チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法

リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法

ヌ 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途(へに掲げるものを除く。)

二 外交に関する事項

イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの

ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針(第一号イ若しくは二、第三号イ又は第四号イに掲げるものを除く。)

ハ 安全保障に関し収集した○国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報(第一号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げるものを除く。)

ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

三 特定有害活動の防止に関する事項

イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「特定有害活動の防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

ロ 特定有害活動の防止に関し収集した○国民の生命及び身体保護に関する重要な情報又は○外国の政府又は国際機関からの情報その他の重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

四 テロリズムの防止に関する事項

イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「テロリズムの防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

ロ テロリズムの防止に関し収集した○国民の生命及び身体保護に関する重要な情報又は○外国の政府又は国際機関からの情報その他の重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
二 東京	千一〇五
番 四	区 港 八 四 四
号 号	区 虎 ノ 門 二 丁 目
独 立 行 政 法 人 国 立 印 刷 局	
電 話	
	03 (3587) 4294
定 価	
(本 体)	本 号 一 部
一 一 〇 円	一 一 五 円